

# 資料編

## 小山町地域防災計画「資料編」目次

番号	項 目	ページ
<b>◆ 1 組織</b>		
1-1-1	小山町防災会議条例	1
1-1-2	小山町防災会議運営要綱	2
1-2-1	小山町災害対策本部条例	3
1-2-2	小山町災害対策(水防警戒・地震災害警戒・火山災害警戒)本部編成表	4
1-2-3	小山町災害対策本部事務分掌	6
1-2-4	小山町災害対策本部員編成表	10
1-2-5	小山町災害対策本部 本部標識	11
1-2-6	小山町災害対策本部等 設置場所	12
1-3	消防力の状況	13
<b>◆ 2 災害の危険度</b>		
2-1	小山町域における主な災害	14
2-2	土砂災害・水害関係危険箇所	16
2-3-1	第4次地震被害想定 推定震度分布図	25
2-3-2	ライフライン時系列シナリオ	27
2-3-3	道路の被害発生と復旧シナリオ	28
<b>◆ 3 気象情報等</b>		
3-1	気象等の注意報及び警報の種類と発表基準	29
3-2	気象等に関する特別警報の発表基準	30
3-3	気象庁震度階級関連解説表	31
3-4	(気象庁発表資料)「南海トラフ地震に関する情報」の発表について	32
3-5	富士山の噴火警戒レベル	35
3-6	避難情報	36
3-7	避難判断基準(風水害)	36
<b>◆ 4 情報の収集・伝達及び広報活動</b>		
4-1	連絡系統図	37
4-2	同報無線屋外子局設置箇所一覧	38
4-3	避難地電話番号一覧表	38
4-4	特設公衆電話設置場所一覧表	39
4-5	小山町自主防災会連合会規約	40
4-6	自主防災組織と任務分担	42
4-7	自主防災会一覧表と集合場所	43
4-8	報道機関名簿	44
4-9	小山町建設業協会地震等緊急時登録会員名簿	45
<b>◆ 5 防災関連施設・設備等</b>		
5-1	ヘリポート設置予定場所	46
5-2	防災拠点施設	48
<b>◆ 6 避難地・避難所関係</b>		
6-1	広域避難地・一次避難地	49
6-2	指定避難所と指定緊急避難場所	49
6-3	福祉避難所	50
<b>◆ 7 医療救護・衛生</b>		
7-1	医療救護本部・救護病院・災害拠点病院	51
7-2	し尿処理施設・し尿処理業者、ごみ処理施設	51
<b>◆ 8 災害救助法関連</b>		
8-1	災害救助法の適用基準 (災害救助法施行令第1条第1号から第4号)	52
8-2	応急救助事務早見表	53
<b>◆ 9 交通・輸送</b>		
9-1	緊急通行車両の事前届出手続き	56
9-2	緊急通行車両の確認申請及び確認手続	57
9-3	救護病院、受援拠点に至る道路	58
<b>◆ 10 災害協定等</b>		
10-1	協定締結状況(行政)	59
10-2	協定締結状況(地方行政機関・警察等)	60
10-3	協定締結状況(公共機関及び民間等)	61

# 1 組織

## 1-1-1 小山町防災会議条例

制定	昭和37年10月1日	条例第17号
改正	昭和38年6月24日	条例第13号
	平成7年3月20日	条例第9号
	平成12年3月23日	条例第2号
	平成13年9月21日	条例第16号
	平成25年9月26日	条例第26号

### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第5項の規定に基づき、小山町防災会議（以下「防災会議」という。）所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 小山町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

### (会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (2) 静岡県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (3) 静岡県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
  - (9) その他町長が特に必要と認めたる者

6 前項第1号から第4号まで及び第7号から第9号までの委員の定数は、それぞれ若干名とする。

7 委員の任期は、当該職務にある期間とする。

### (専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、静岡県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

### (議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

### 附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則(昭和38年6月24日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年3月20日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月23日条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年9月21日条例第16号)

この条例は、平成13年9月21日から施行する。

附 則(平成13年9月21日条例第16号)

この条例は、平成13年9月21日から施行する。

附 則(平成25年9月26日条例第26号)

この条例は、平成25年9月26日から施行する。

## 1-1-2 小山町防災会議運営要綱

平成 7年 3月20日  
告示第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、小山町防災会議条例(昭和37年条例第17号)第5条の規定に基づき、小山町防災会議(以下「会議」という。)の議事及び運営に関し、必要事項を定めるものとする。

(会議の召集)

第2条 会議は、必要の都度会長が召集し、会議の議長となる。

2 会議は委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

(委員の代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(会議の議決)

第4条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、不可同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分)

第5条 会長は会議を召集する暇がなく、その他、やむを得ない事情があると認めるときは、会議の権限に属する事項のうち、軽易なものについて、専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、次の会議にこれを報告し承認をもとめなければならない。

(委員以外の者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある職員を会議に出席させ意見を述べさせることができる。

(議事録)

第7条 会議については、議事録を調整しなければならない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、町長の定める課において処理する

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

## 1-2-1 小山町災害対策本部条例

制定 昭和37年10月 1日 条例第18号  
改正 平成25年 9月26日 条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、小山町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから、災害対策本部長が指名する者を持って充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

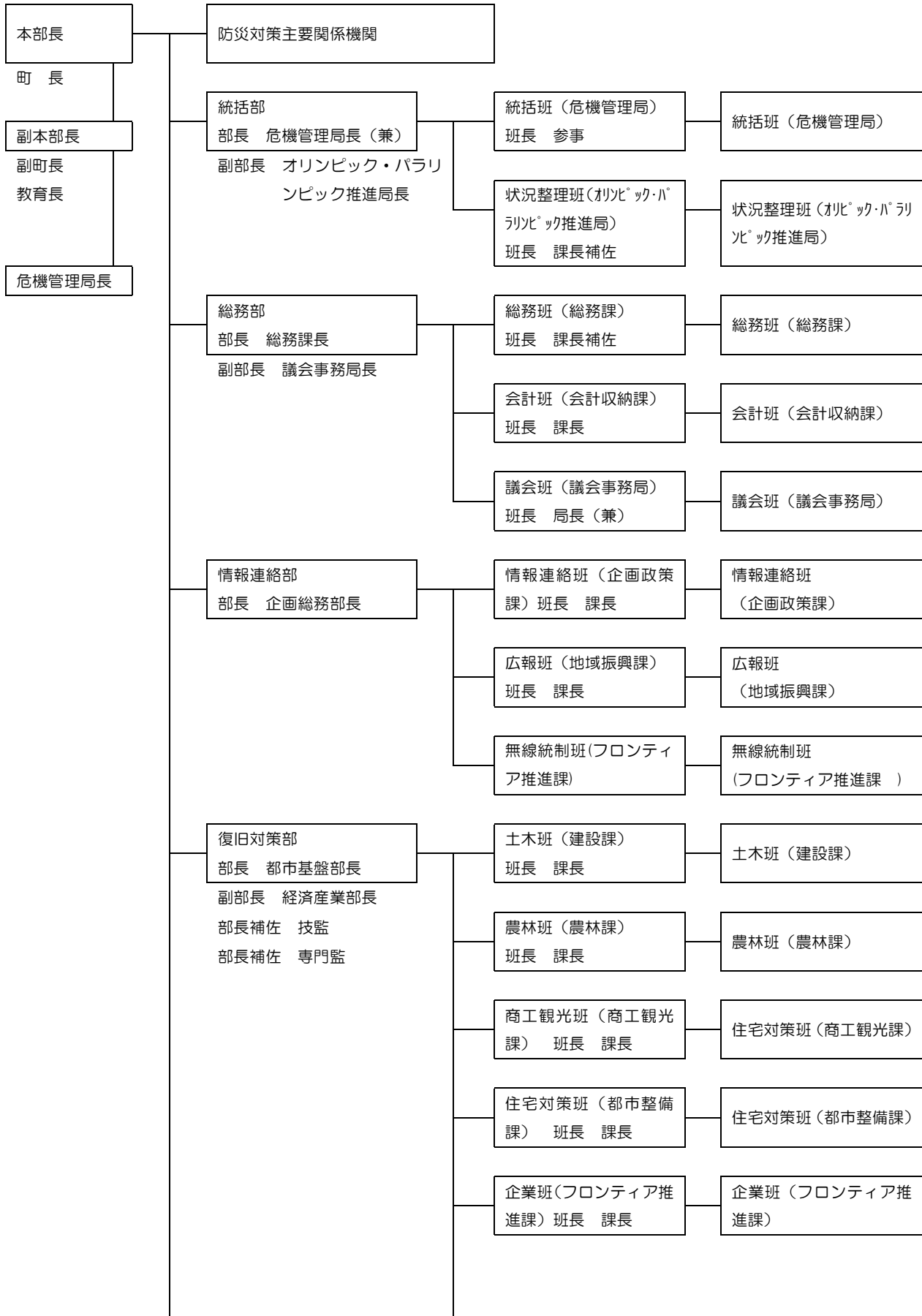
附 則(平成8年3月19日条例第12号)

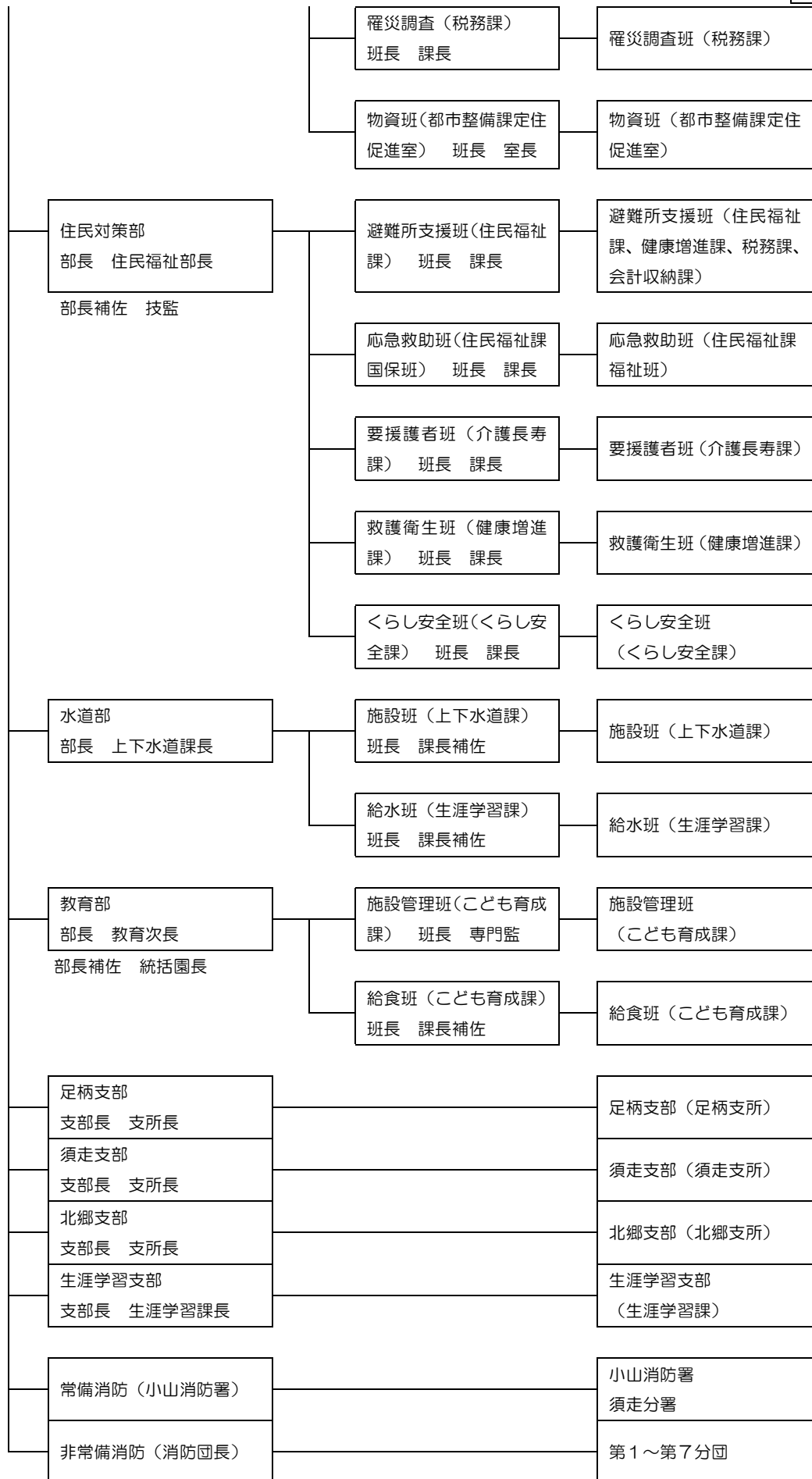
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年9月26日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-2-2 小山町災害対策（水防警戒・地震災害警戒・火山災害警戒）本部編成表





## 1-2-3 小山町災害対策本部事務分掌

## ○ 統括部

## (1) 統括班（危機管理局）

- ア 災害対策本部の設置及び廃止に関すること
- イ 避難情報の発令に関すること
- ウ 本部員会議に関すること
- エ 各部との連絡調整に関すること
- オ 災害応急復旧対策実施の総括に関すること
- カ 他の防災機関との調整に関すること
- キ 備蓄復旧用資材及び器材の管理に関すること
- ク 自衛隊、警察、消防の災害派遣要請及び受け入れに関すること
- ケ 静岡県災害情報共有システムの運用に関すること
- コ ヘリポートの確保に関すること
- サ 災害救助法の適用申請に関すること

## (2) 状況整理班（オリンピック・パラリンピック推進局）

- ア 災害情報等の整理・記録に関すること
- イ 災害対策本部の活動、対策状況の記録に関すること
- ウ 防災関連システムの入力に関すること

## ○ 総務部

## (1) 総務班（総務課）

- ア 職員の動員及び調整に関すること
- イ 災害応急復旧対策の予算措置に関すること
- ウ 町有財産、管理施設、公用車の管理及び情報システム等の復旧に関すること
- エ 災害対策本部の給食及び健康管理に関すること
- オ 災害対策本部の事務用品の調達に関すること
- カ 県、協定自治体への職員派遣要請及び派遣職員に関すること
- キ 支部との連絡調整に関すること
- ク 部内の連絡調整に関すること

## (2) 会計班（会計収納課）

- ア 災害対策本部の会計事務に関すること
- イ 義援金、復興費などに関すること
- ウ 発災初期段階における避難所支援班への業務支援に関すること

## (3) 議会班（議会事務局）

小山町議会に関すること

## ○ 情報連絡部

## (1) 情報連絡班（企画政策課）

- ア 警報等の収集及び受信記録に関すること
- イ 災害情報、住民の避難状況、交通情報、道路・河川情報の収集、被害状況の取りまとめ及び記録に関すること
- ウ FAX（NTT回線）の受信、記録及び保存に関すること
- エ 防災行政無線からの情報の保存に関すること
- オ 本部長及び副本部長の命令伝達及び秘書に関すること
- カ 部内の連絡調整に関すること



- (2) 広報班（地域振興課）
  - ア 町民への広報活動に関する事
  - イ 無線放送に関する事
  - ウ 報道機関との連絡調整に関する事
- (3) 無線統制班（フロンティア推進課）
  - ア デジタル防災行政無線の運用及び使用統制に関する事
  - イ デジタル防災行政無線による情報収集、記録に関する事
  - ウ 県防災行政無線（FAX・ホトライ）の受伝達に関する事

## ○ 復旧対策部

- (1) 土木班（建設課）
  - ア 町内建設業者との連絡調整に関する事
  - イ 応急復旧土木資材及び機器の確保対策に関する事
  - ウ 道路、橋梁のパトロール等及び交通規制に関する事
  - エ 工事中の道路等の保安措置に関する事
  - オ 道路河川に係る災害応急復旧対策に関する事
  - カ 災害調査及び災害現状の応急復旧対策の指導、監督に関する事
  - キ 部内の連絡調整に関する事
- (2) 農林班（農林課）
  - ア 林道、農道及び農業施設等の被害調査及び災害応急復旧対策に関する事
  - イ 農業団体との連絡調整に関する事
- (3) 商工観光班（商工観光課）
  - ア 商工会及び観光協会等との連絡調整に関する事
  - イ 観光客等への情報提供及び避難等に関する事
  - ウ 町有観光施設の災害応急対策に関する事
- (4) 住宅対策班（都市整備課）
  - ア 管理施設の被害調査及び災害応急復旧に関する事
  - イ 屋外広告物の落下防止対策に関する事
  - ウ 公営住宅の被害調査及び災害応急対策に関する事
  - エ 建物等の応急危険度判定に関する事
  - オ 建物等の応急補強等の相談に関する事
  - カ 応急仮設住宅に関する事
  - キ 都市復興計画策定に関する事
- (5) 企業班（フロンティア推進課）
  - ア 工業団地内等のパトロール及び安全確保対策に関する事
  - イ 太陽光発電施設に関する事
  - ウ 町内企業の災害関連情報の収集及び提供に関する事
  - エ 協定締結企業との連絡調整に関する事
- (6) 罹災調査班（税務課）
  - ア 家屋等の災害被害調査に関する事
  - イ 罹災証明書の発行に関する事
  - ウ 発災初期段階における避難所支援班への業務支援に関する事
- (7) 物資班（都市整備課定住促進室）
  - ア 食料品、衣料品、その他生活必需品の調達及び斡旋に関する事
  - イ 物資等の供給に関し、関係機関への要請及び協定締結企業との連絡調整に関する事
  - ウ 物資集積所の開設及び運営に関する事
  - エ 拠点ヘリポートの開設に関する事

## ○ 住民対策部

- (1) 避難所支援班（住民福祉課、税務課、会計収納課）
  - ア 避難所の開設及び運営の支援に関すること
  - イ 避難地における避難者の把握及び生活対策に関すること
  - ウ 部内の連絡調整に関すること
- (2) 応急救助班（住民福祉課 福祉班）
  - ア 災害救助法適用後の応急救助に関すること
  - イ ボランティア受け入れ団体である社会福祉協議会との連絡調整に関すること
  - ウ ボランティアに関すること
  - ※ 発災当初は、避難所支援班
- (3) 要援護者班（介護長寿課）
  - ア 要援護者の把握及び援護に関すること
  - イ 避難所における要配慮者への対策に関すること
  - ウ 協定福祉施設との連絡調整に関すること
  - エ 福祉避難所の開設及び運営に関すること
  - オ 福祉施設の安全対策、災害応急復旧対策に関すること
- (4) 救護衛生班（健康増進課）
  - ア 救急用医薬品、衛生資材の調達及び斡旋に関すること
  - イ 医師会及び保健所等との連絡調整に関すること
  - ウ 救護班の編成、救護所の開設及び運営に関すること
  - オ 公衆衛生施設(感染症対策等)の機能整備に関すること
  - カ 医療救護に関する要請及び応援の受け入れに関すること
  - キ 避難所等の衛生指導に関すること
- (5) 暮らし安全班（暮らし安全課）
  - ア 遺体安置所、検死所の開設及び運営に関すること
  - イ 暮らし安全班所管の関係機関、協定事業所との連絡調整及び資材等の調達に関すること
  - ウ 環境衛生の維持、防疫及び清掃に関すること
  - エ 災害廃棄物等に関すること

## ○ 水道部

- (1) 施設班（上下水道課）
  - ア 管理施設の被害調査に関すること
  - イ 上下水道施設の災害応急復旧対策に関すること
  - ウ 上下水道業者との連絡調整に関すること
  - エ 給水班の活動統制に関すること
  - オ 部内の連絡調整に関すること
- (2) 給水班（生涯学習課）
  - ア 飲料水の確保及び調整に関すること
  - イ 給水資材の確保及び給水活動に関すること

## ○ 教育部

- (1) 施設管理班（こども育成課）
  - ア 教職員の動員に関すること
  - イ 保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校の児童生徒の安全対策に関すること
  - ウ 教育施設、児童福祉施設の安全対策に関すること
  - エ 学校が行う避難所支援に関すること
  - オ 自衛隊との留守家族支援に関する協定に関すること

- カ 園職員の業務支援に関すること
- キ 部内の連絡調整に関すること

(2) 給食班（こども育成課）

- ア 給食施設の確保及び避難所で行う炊き出しの支援に関すること
- イ 避難所等への配食の統制・調整に関すること

○ 支 部

- 足柄支所、須走支所、北郷支所、生涯学習課
- ア 災害対策本部との連絡調整に関すること
- イ 支部管内の情報収集に関すること
- ウ 支部管内の各種団体との連絡調整に関すること
- エ 庁舎等の災害応急対策に関すること
- オ 避難所運営の支援に関すること

○ 常備消防部

(1) 小山消防署班（小山消防署）

- ア 署員の動員に関すること
- イ 災害対策本部との連絡調整に関すること
- ウ 消防無線及び行政無線の活用に関すること
- エ 消火、緊急業務に関すること
- オ 人命の救出、救護に関すること
- カ 庁舎等の災害応急対策に関すること

(2) 須走分署班（須走分署長）

小山消防署班に同じ

○ 非常備消防部

(1) 第1班から第7班（消防団）

- ア 団員の動員に関すること
- イ 危険地域住民の避難誘導に関すること
- ウ 河川、その他危険地域の巡視に関すること
- エ 消火業務に関すること
- オ 人命の救出、救護に関すること
- カ 飲料水の給水活動の支援に関すること
- キ 分団車庫等の災害応急対策に関すること
- ク その他、災害本部長の指示に基づくこと

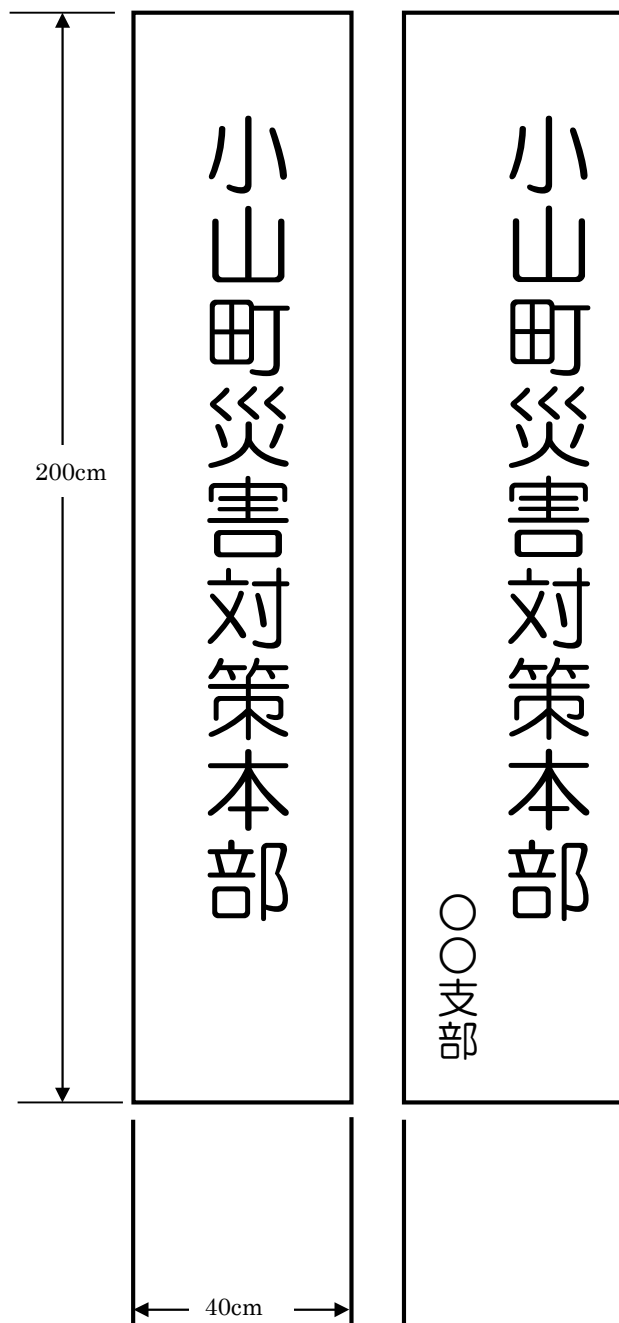
## 1-2-4 小山町災害対策本部員編成表

区 分	職	選出方法
副 本 部 長	副 町 長	本部長任命
	副 町 長	//
	教 育 長	//
本 部 員	企 画 総 務 部 長	本部長任命
	住 民 福 祉 部 長	//
	経 済 産 業 部 長	//
	都 市 基 盤 部 長	//
	オリビック・ハラルビック推進局長	//
	教 育 次 長	//
	会 計 管 理 者	//
	議 会 事 務 局 長	//
	危 機 管 理 局 長	//
	企 画 政 策 課 長	//
	地 域 振 興 課 長	//
	フロンティア推進課長	//
	総 務 課 長	//
	税 務 課 長	//
	健 康 増 進 課 長	//
	住 民 福 祉 課 長	//
	介 護 長 寿 課 長	//
	くらし安全課長	//
	建 設 課 長	//
	商 工 観 光 課 長	//
	農 林 課 長	//
	都 市 整 備 課 長	//
	上 下 水 道 課 長	//
	こども育成課長	//
	生 涯 学 習 課 長	//
	北 郷 支 所 長	//
須 走 支 所 長	//	
足 柄 支 所 長	//	
小 山 消 防 署 長	//	
消 防 団 長	//	
専 門 監 、 技 監	//	

1 - 2 - 5 小山町災害対策本部 本部標識

本部標識

白地 文字 黒



本部員腕章

布地 白  
文字 黒  
線 赤



## 1-2-6 小山町災害対策本部等 設置場所

## (1) 災害対策本部

施設名称	所在地	災害の種類別				備考
		地震	風水害	噴火	その他の災害	
総合文化会館 (2階集会室)	阿多野130	○	○	○	○	噴火時は火口の 確認が必要
小山町役場 (2階大会議室)	藤曲57-2	○	○		○	

※1 地震、風水害については、総合文化会館(2階集会室)を基本に設置する。

※2 その他の災害(大火災・大事故等)については、被害発生場所等との関係や対応の利便性から決定する。

## (2) 現地対策本部

災害の状況により、現地対策本部を設置する。

施設名称	所在地	備考
足柄支所	竹之下228-2	
北郷支所	用沢188-1	
須走支所	須走267-6	予備として、須走東災害対策センター (須走16-12)

## 1-3 消防力の状況

消防職員配置状況  
(令和2年4月1日現在)

所 属 別	現在数
消 防 長	1人
管 理 課	12人
予 防 課	9人
警 防 課	5人
通信指令課	11人
(小山消防署)	27人
(須走分署)	14人
御殿場消防署	48人
富士岡分署	14人
西 分 署	14人
合 計	155人

消防団配置  
(令和2年4月1日現在)

名 称	人員	所在地
小山町消防団本部	16人	菅沼
第1分団	26人	小山
第2分団	23人	菅沼
第3分団	17人	藤曲
第4分団	23人	足柄
第5分団	20人	北郷北
第6分団	21人	北郷南
第7分団	27人	須走
合 計	173人	

消防本部・消防署配置車両  
小山消防署、須走分署分は内( )  
(令和2年4月1日現在)

車両種別	台数
指令車	2(1)
広報車	3
査察車	1
指揮車	1
消防ポンプ自動車	2(1)
水槽付消防ポンプ自動車	5(2)
化学消防ポンプ自動車	1
はしご付消防ポンプ自動車	1
小型動力ポンプ付水槽車	1
救助工作車	2(1)
救急自動車	6(2)
バイク	0
後方支援車	1
その他の車両	5(2)

## 2 災害の危険度

## 2-1 小山町域における主な災害

災害発生日	種別	概要
大正12年 9月 1日	地震 関東大震災	午前11時58分関東南部一帯に最大震度6の大地震、死者149名、行方不明者4名、重軽傷者182名、全壊家屋488戸半壊家屋2,502戸役場、学校、隔離病舎など半壊富士紡績第3・4工場焼失、1・2・5工場倒壊、崩壊埋没、田畑40,79ha、山林1,86ha、原野156ha、 町道、橋梁災害24路線延長8,613m、橋梁11ヶ所、河川護岸等延長3,153m、用水路災害37線水道災害11線延長20,593m、成美、菅沼、小学校校舎改造6教室、応急修理教室37教室鉄道、電信、電話、電灯、が壊滅した
昭和23年 9月16日	台風 アイオン 台風	河川、橋梁に大きな被害
昭和24年 8月31日	台風 キティ 台風	
昭和34年 8月14日	台風 7号	河川、農耕地に被害
昭和41年 9月24日 ~25日	台風 24号 26号	台風24号と26号が日本列島を縦断 家屋の倒壊15戸、床下浸水17戸、田畑の流出33箇所 被害総額3,062万円
昭和43年 7月 3日	集中豪雨	足柄小学校運動場が崩壊
昭和47年 7月12日	集中豪雨	静岡県東部に集中豪雨、12時間に359 <sup>ミリ</sup> の雨量を記録 死者2名、災害出動中の消防団員1名行方不明、負傷者8名 住宅全壊29戸、流出4棟、非住家全半壊18戸、床上浸水210戸、り災世帯250世帯、り災者数1,713名 被害総額23億306万円
昭和54年10月19日	台風 20号	総雨量237 <sup>ミリ</sup> 3時間に191 <sup>ミリ</sup> 死者1名、住宅全壊5戸、半壊2戸、一部損壊3戸、非住家全壊4戸、半壊3戸、流出3戸、一部損壊1戸、床上浸水33戸、床下浸水129戸、被害総額24億円 災害救助法適用
昭和57年 8月 1日	台風 10号	住家全壊2戸、半壊3戸、一部損壊35戸、床上浸水7戸、床下浸水84戸、被害総額36億9,850万円 総雨量570 <sup>ミリ</sup>



昭和58年 8月 8日	地震	<p>静岡県東部を震源とするM6.4、震度6強の地震が発生。小山町でも震度5を記録</p> <p>御殿場市では軽傷者1名、家屋道路、橋梁、河川、農業施設、農地、文教公共施設、水道、電気通信、企業等157ヶ所の被害</p> <p>被害総額4億5,000万円</p>
平成22年 9月 8日	台風9号	<p>野沢川の氾濫により、下野沢橋は落橋し、六合橋付近の護岸決壊。また須川の氾濫に養鱒場などが破壊された。また柳島地区の町道足柄三保線が崩落し、孤立集落が発生するなど甚大な被害を受けた。</p> <p>住宅全壊7戸、大規模半壊7戸、半壊24戸、床上浸水16戸、床下浸水98戸、山崩れ85箇所、河川被害26箇所、水路被害32箇所</p> <p>道路崩壊36箇所、林道崩壊37箇所、農地被害128箇所、農業施設被害25箇所。</p> <p>10時に時間雨量110<sup>mm</sup>を記録その後も猛烈な雨が降り続き、16時には120<sup>mm</sup>の記録的な大雨が観測された。</p>
1令和元年10月12日	台風19号	<p>生土地先県営住宅の鮎沢川護岸及び小山3区滝沢川護岸崩落するほか、須走地区を除き、土砂崩れなどが発生し、老人福祉施設「平成の杜」では、水路から土砂があふれ施設内に流入し、大きな被害が発生した。</p> <p>住宅全壊1戸、一部損壊18戸、床上浸水5戸、床下浸水5戸、山崩れ35箇所、道路損壊67箇所、河川被害38箇所、田畑流失・埋没21ha</p> <p>11日夜遅くからの降り始めから総雨量672.5<sup>mm</sup>、時間雨量最大(69<sup>mm</sup>)【サイパス】を記録</p>

2-2 土砂災害・水害関係危険箇所

1 土砂災害

土砂災害警戒区域（土石流）	土砂災害警戒区域（急傾斜地）	計
47箇所	78箇所	125箇所

土砂災害警戒区域（土石流）

資料-16

通し番号	警戒区域に関する情報					土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達	避難施設その他の避難場所【ハザードマップに記載済み】	土砂災害に係る避難訓練の実施（法3号）	警報の伝達等	救助に関する事項	その他の警戒避難体制に関する事項
	危険箇所番	指定日	区域名（河川名）	所在地（自主防）	区分						
1	344-I-001	H21. 7.31	沢田川（鮎沢川）	桑木（桑木・新柴）	特別警戒	1 気象警報等の把握 ・県、気象台 防災行政FAX、サイボス 気象台HP 2 土砂災害予測に資する情報収集 ・町内雨量計 ・サイボス ・気象台HP ・防災行政FAX ・土砂災害警戒判定メッシュ ・県GIS 3 土砂災害前兆情報の収集 ・消防署、消防団のパトロール ・住民からの情報 4 気象情報、土砂災害警戒情報の収集 ・関係機関 ・気象台HP	足柄小又は小山高	1 年1回以上実施する。 2 土砂災害防止月間に自主防災会を中心に地域の実状に応じた訓練を実施 3 避難行動要支援者 ・避難行動要支援者台帳の整備、更新（定期・随時） ・避難、情報伝達訓練の実施	土砂災害警戒情報及び避難勧告等の発表前に電話・FAX、防災無線により伝達（必要な場合屋内安全確保）	消防団・消防により救出甚大な場合は、県に自衛隊等を要請	判断基準 ①気象情報 ②注意報・警報 ③雨量 ④河川水位 ⑤土砂災害判定メッシュ ⑥土砂災害警戒情報 ⑦記録的短時間大雨情報
2	344-I-002	H21. 7.31	井戸沢川（鮎沢川）	竹之下（宿）	警戒		足柄小又は小山高				
3	344-I-007	H21. 7.31	入山沢（鮎沢川）	竹之下（所領）	特別警戒		小山高又は明倫小				
4	344-I-008	H21. 7.31	犬の平沢A（鮎沢川）	小山（小山1）	警戒		小山中				
5	344-I-009	H21. 7.31	桃山沢（鮎沢川）	小山（小山1）	警戒						
6	344-I-010	H21. 7.31	犬の平沢B（鮎沢川）	小山（小山1）	警戒						
7	344-I-011	H21. 7.31	犬の平沢C（鮎沢川）	小山（小山1）	警戒						
8	344-I-012	H21. 7.31	行者沢川（須川）	藤曲（南藤曲）	警戒		明倫小				
9	344-I-018	H21. 7.31	野沢川右支川A（野沢川）	柳島（柳島）	特別警戒		成美小				
10	344-I-019	H21. 7.31	遠茂白川（鮎沢川）	柳島（柳島）	特別警戒		小山中				
11	344-I-020	H21. 7.31	小山沢A（鮎沢川）	小山（小山1）	特別警戒						
12	344-I-022	H21. 7.31	小山沢B（鮎沢川）	小山（小山2）	警戒						
13	344-I-023	H21. 7.31	滝沢川左支川B（滝沢川）	小山（小山3）	警戒						

16/16

14	344-I-024	H21. 7.31	滝沢川左支川A(滝沢川)	小山(小山3)	特別警戒	5 気象警報、土砂災害警戒情報、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告。避難指示(緊急)及び避難所開設に関する情報伝達 ・同報無線 ・緊急速報メール ・登録制メール ・広報車 ・防災無線(自主防貸与) ・町HP ・Lアラート	小山中					
15	344-I-025	H21. 7.31	滝沢川(鮎沢川)	小山(小山3)	警戒							
16	344-I-030	H21. 7.31	菖蒲沢(鮎沢川)	小山(小山4)	警戒							
17	344-I-031	H21. 7.31	下谷沢A(大沢川)	小山(小山4)	警戒							
18	344-I-032	H21. 7.31	下谷沢B(大沢川)	小山(小山4)	特別警戒							
19	344-I-033	H21. 7.31	大沢川(大沢川)	小山(小山4)	警戒							
20	344-I-034	H21. 7.31	和手川	小山(小山4)	特別警戒							
21	344-II-001	H21. 7.31	金時川(鮎沢川)	桑木(桑木・新柴)	特別警戒							足柄小又は小山高
22	344-II-001-2	H21. 7.31	金時川左支川(鮎沢川)	桑木(桑木・新柴)	特別警戒							足柄小又は小山高
23	344-II-002	H21. 7.31	竹之下沢(鮎沢川)	竹之下(所領)	警戒							小山高又は明倫小
24	344-II-003	H21. 7.31	奥の沢川(須川)	上野(上野)	警戒							北郷中
25	344-II-004	H21. 7.31	柳島川(野沢川)	柳島(柳島)	警戒							成美小
26	344-II-005	H21. 7.31	小野畑沢(野沢川)	柳島(柳島)	警戒							
27	344-II-006	H21. 7.31	野沢川右支川B	柳島(柳島)	警戒							
28	344-III-001	H21. 7.31	上野川(須川)	上野(上野・中日向)	警戒		北郷中					
29	344-I-003	H21. 1.30	地藏堂川(鮎沢川)	竹之下(向方)	特別警戒		足柄小又は小山高					
30	344-I-004	H21. 1.30	湯沸沢川(鮎沢川)	竹之下(向方)	警戒							
31	344-I-005	H21. 1.30	神田平沢(鮎沢川)	竹之下(向方)	特別警戒							

32	344-I-006	H21. 1.30	地藏堂川左支川(鮎沢川)	竹之下(向方)	警戒							足柄小又は小山高
33	344-I-013	H21. 1.30	藤曲沢(須川)	藤曲(藤曲・南藤曲)	警戒							藤曲 成美小 南藤曲 明倫小
34	344-I-014	H21. 1.30	湯舟沢B(小山湯船川)	湯船(湯船)	警戒							成美小
35	344-I-015	H21. 1.30	湯舟沢C(小山湯船川)	湯船(湯船)	警戒							
36	344-I-016	H21. 1.30	湯舟沢F(小山湯船川)	湯船(湯船)	警戒							
37	344-I-017	H21. 1.30	湯舟沢G(小山湯船川)	湯船(湯船)	警戒							
38	344-I-021	H21. 1.30	頓沢川(鮎沢川)	生土(生土)	警戒							
39	344-I-026	H21. 1.30	和波倉沢(鮎沢川)	生土(生土)	警戒							小山中
40	344-I-027	H21. 1.30	西沢川(西沢川)	生土(生土)	警戒							
41	344-I-028	H21. 1.30	東沢川(西沢川)	生土(生土)	警戒							
42	344-I-029	H21. 1.30	赤根沢川(鮎沢川)	生土(生土)	警戒							成美小
43	344-II-007	H21. 1.30	小山湯舟川(野沢川)	湯船(湯船)	特別警戒							
44	344-II-008	H21. 1.30	湯舟沢A	湯船(湯船)	特別警戒							
45	344-II-009	H21. 1.30	湯舟沢D	湯船(湯船)	警戒							
46	344-II-010	H21. 1.30	湯舟沢E	湯船(湯船)	警戒							
47	344-III-002	H21. 1.30	中島川(野沢川)	中島(中島)	警戒							

土砂災害警戒区域（急傾斜地）

通し番号	警戒区域に関する情報					土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達	避難施設その他の避難場所【ハザードマップに記載済み】	土砂災害に係る避難訓練の実施（法3号）	警報の伝達等	救助に関する事項	その他の警戒避難体制に関する事項
	危険箇所番号	指定日	区域名	所在地（自主防）	区分						
1	103-I-3529-2	H22. 2.19	桑木A	桑木（桑木）	特別警戒	1 気象警報等の把握 ・県、気象台 防災行政FAX、サイボス 気象台HP 2 土砂災害予測に資する情報収集 ・町内雨量計 ・サイボス ・気象台HP ・防災行政FAX ・土砂災害警戒判定メッシュ ・県GIS 3 土砂災害前兆情報の収集 ・消防署、消防団のパトロール ・住民からの情報 4 気象情報、土砂災害警戒情報の収集 ・関係機関 ・気象台HP	小山高	1 年1回以上実施する。 2 土砂災害防止月間に自主防災会を中心に地域の実状に応じた訓練を実施 3 避難行動要支援者 ・避難行動要支援者台帳の整備、更新（定期・随時） ・避難、情報伝達訓練の実施	土砂災害警戒情報及び避難勧告等の発表前に電話・FAX、防災無線により伝達（必要な場合屋内安全確保）	消防団・消防により救出甚大な場合は、県に自衛隊等を要請	判断基準 ①気象情報 ②注意報・警報 ③雨量 ④河川水位 ⑤土砂災害判定メッシュ ⑥土砂災害警戒情報 ⑦記録的短時間大雨情報
2	103-I-0873	H21. 7.31	大沢	小山（小山4）	特別警戒		小山中				
3	103-I-0876	H21. 7.31	幕下	小山（小山2）	特別警戒		小山中				
4	103-I-0877	H21. 7.31	小山滝沢	小山（小山3）	特別警戒		小山中				
5	103-I-0889	H21. 7.31	犬の平	小山（小山1）	特別警戒		北郷小				
6	103-I-0891	H21. 7.31	用沢堀下	用沢（用沢）	警戒		足柄小又は小山高				
7	103-I-0892	H21. 7.31	向方	竹之下（向方）	特別警戒		明倫小				
8	103-I-2776	H21. 7.31	南藤曲A	藤曲（南藤曲）	特別警戒		小山中				
9	103-I-2776-2	H21. 7.31	南藤曲B	藤曲（南藤曲）	特別警戒		足柄小又は小山高				
10	103-I-2781	H21. 7.31	小山大向	小山（小山3）	特別警戒		明倫小				
11	103-I-2783	H21. 7.31	竹之下A	竹之下（宿）	特別警戒		成美小				
12	103-I-2784	H21. 7.31	竹之下B	竹之下（宿）	特別警戒						
13	103-I-3530	H21. 7.31	奈良橋A	藤曲（南藤曲）	特別警戒						
14	103-I-3531	H21. 7.31	日影A	柳島（柳島）	特別警戒						
15	103-I-3532	H21. 7.31	日影B	柳島（柳島）	特別警戒						

16	103-I-3534	H21. 7.31	小山A	小山 (小山4)	特別警戒	<p>5 気象警報、土砂災害警戒情報、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告。避難指示（緊急）及び避難所開設に関する情報伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同報無線</li> <li>・緊急速報メール</li> <li>・登録制メール</li> <li>・広報車</li> <li>・防災無線（自主防貸与）</li> <li>・町HP</li> <li>・Lアラート</li> </ul>								
17	103-I-3535	H21. 7.31	小山B	小山 (小山1)	特別警戒		小山高							
18	103-II-0781	H21. 7.31	下合A	桑木 (桑木)	特別警戒									
19	103-II-0782	H21. 7.31	下合B	新柴 (桑木・新柴)	特別警戒		足柄小又は小山高							
20	103-II-0783	H21. 7.31	奈良橋B	藤曲 (南藤曲)	特別警戒		明倫小							
21	103-II-0784	H21. 7.31	日影C	柳島 (柳島)	特別警戒									
22	103-II-0785	H21. 7.31	日影D	柳島 (柳島)	特別警戒		成美小							
23	103-II-0786	H21. 7.31	柳島	柳島 (柳島)	特別警戒									
24	103-II-0787	H21. 7.31	所領	竹之下 (所領・小山1)	特別警戒		小山1 小山中 所領 小山高(明倫小)							
25	103-II-0788	H21. 7.31	宿	竹之下 (宿)	特別警戒		足柄小又は小山高							
26	103-II-5882	H21. 7.31	小山C	小山 (小山4)	特別警戒									
27	103-II-5883	H21. 7.31	小山D	小山 (小山3)	特別警戒		小山中							
28	103-III-0227	H21. 7.31	竹之下C	竹之下 (向方)	特別警戒		小山高又は足柄小							
29	103-III-0228	H21. 7.31	新柴	桑木 (桑木)	特別警戒		小山高							
30	103-I-0874	H21. 1.30	生土西沢B	生土 (生土)	特別警戒									
31	103-I-0875	H21. 1.30	生土西沢	生土 (生土)	特別警戒		小山中							
32	103-I-0878	H21. 1.30	生土松葉	生土 (生土)	特別警戒									
33	103-I-0878-2	H21. 1.30	生土松葉B	生土 (生土)	特別警戒									

34	103-I-0879	H21. 1.30	生土中島	生土(生土・小山1)	警戒		小山中				
35	103-I-0880	H21. 1.30	生土中島B	中島(中島)	警戒		成美小				
36	103-I-0881	H21. 1.30	藤曲坂下	藤曲(藤曲)	特別警戒		明倫小				
37	103-I-0882	H21. 1.30	湯船谷津	湯船(湯船)	特別警戒						
38	103-I-0883	H21. 1.30	藤曲坂下丁A	藤曲(藤曲)	警戒						
39	103-I-0884	H21. 1.30	藤曲落合A	藤曲(落合)	特別警戒						
40	103-I-0885	H21. 1.30	藤曲落合B	藤曲(落合)	特別警戒						
41	103-I-0886	H21. 1.30	藤曲八二塚A	藤曲(落合)	警戒						
42	103-I-0887	H21. 1.30	藤曲八二塚B	藤曲(落合)	特別警戒						
43	103-I-0888	H21. 1.30	菅沼小茅沼	菅沼(菅沼)	警戒						
44	103-I-0890	H21. 1.30	菅沼馬場	菅沼(菅沼)	特別警戒						
45	103-I-2773	H21. 1.30	湯船上耕地	湯船(湯船)	特別警戒						
46	103-I-2778	H21. 1.30	菅沼天神下	菅沼(菅沼・藤曲)	特別警戒		成美小				
47	103-I-2779	H21. 1.30	中島	中島(中島)	特別警戒						
48	103-I-2780	H21. 1.30	藤曲本通	藤曲(藤曲)	特別警戒						
49	103-I-2787	H21. 1.30	生土赤根沢	生土(生土)	特別警戒		小山中				
50	103-I-3533	H21. 1.30	滝の前A	中島(中島)	特別警戒		成美小				
51	103-II-0789	H21. 1.30	菅沼アラヤ	菅沼(菅沼)	特別警戒		明倫小				

52	103-II-0790	H21. 1.30	生土 西沢C	生土 (生土)	特別 警戒		小山中				
53	103-II-0791	H21. 1.30	滝の前B	中島 (中島)	特別 警戒						
54	103-II-0792	H21. 1.30	湯船 谷戸A	湯船 (湯船)	特別 警戒						
55	103-II-0793	H21. 1.30	湯船 谷戸B	湯船 (湯船)	特別 警戒		成美小				
56	103-II-0794	H21. 1.30	湯船子り坂A	湯船 (湯船)	特別 警戒						
57	103-II-0795	H21. 1.30	湯船子り坂B	湯船 (湯船)	特別 警戒						
58	103-I-3529	R1.10.23	桑木	桑木 (桑木)	特別 警戒		小山高				
59	103-II-0796	R1.10.23	湯船A	湯船 (湯船)	特別 警戒						
60	103-II-0798	R1.10.23	湯船B	湯船 (湯船)	特別 警戒		成美小				
61	103-S-9001	R1.10.23	中島A	中島 (中島)	特別 警戒						
62	103-S-9002	R1.10.23	菅沼D	菅沼 (菅沼)	特別 警戒						
63	103-S-9003	R1.10.23	吉久保B	吉久保 (吉久保)	特別 警戒		総合体育館				
64	103-S-9004	R1.10.23	吉久保A	吉久保 (吉久保)	特別 警戒						
65	103-S-9005	R1.10.23	竹之下E	竹之下 (向方)	特別 警戒						
66	103-S-9006	R1.10.23	竹之下H	竹之下 (向方・新柴)	特別 警戒		足柄小又は小山高				
67	103-S-9007	R1.10.23	新柴C	新柴 (新柴)	特別 警戒						



68	103-S-9008	R1.10.23	大御神A	大御神 (大御神)	特別警戒	北郷中			
69	103-S-9009	R1.10.23	須走A	須走 (下原)	特別警戒				
70	103-S-9010	R1.10.23	菅沼A	菅沼 (坂下)	特別警戒				
71	103-S-9011	R1.10.23	菅沼F	菅沼 (谷戸)	特別警戒				
72	103-S-9012	R1.10.23	竹之下D	竹之下 (宿)	特別警戒				
73	103-S-9013	R1.10.23	竹之下F	竹之下 (向方)	特別警戒				
74	103-S-9014	R1.10.23	竹之下G	竹之下 (向方)	特別警戒				
75	103-S-9015	R1.10.23	新柴B	新柴 (新柴)	特別警戒				
76	103-S-9016	R1.10.23	桑木C	桑木 (桑木)	特別警戒				
77	103-S-9017	R1.10.23	新柴E	新柴 (新柴)	特別警戒				
78	103-S-9018	R1.10.23	桑木B	桑木 (桑木)	特別警戒	足柄小又は小山高			
						小山高			

## 2 土砂災害警戒区域内に所在する要援護者施設

指定日	区域名	区分	施設の名称	所在地	警報等の伝達手段	避難訓練の実施	救助
H27. 7.31	犬の平沢A 桃山沢 犬の平沢B 犬の平沢C	警戒	養護老人ホーム 「平成の杜」	小山255-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話、FAX</li> <li>防災無線</li> <li>【半固定307】</li> <li>同報無線</li> <li>登録制メール</li> <li>緊急速報メール</li> <li>広報車</li> </ul>	年1回以上訓練を実施するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>町により早期から気象情報を提供</li> <li>気象情報に基づき早期の避難を呼びかけ</li> <li>必要により、町、消防署、消防団等により避難を支援</li> <li>夜間や危険な場合は、施設内のより安全な場所に避難</li> </ul>
R1.10.23	菅沼D	警戒	町立明倫小学校 体育館、プール	菅沼627	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話、FAX</li> <li>同報無線</li> <li>登録制メール</li> <li>緊急速報メール</li> <li>広報車</li> </ul>	年1回以上訓練を実施するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>町により早期から気象情報を提供</li> <li>気象情報に基づき早期の避難を呼びかけ</li> <li>体育館・プールの使用を停止し、校舎内の授業に切り替え、必要により、下校・休校とする。</li> </ul>
			町立明倫小学校 放課後児童クラブ				<ul style="list-style-type: none"> <li>町により早期から気象情報を提供</li> <li>必要により、児童の受入を中止する。</li> </ul>

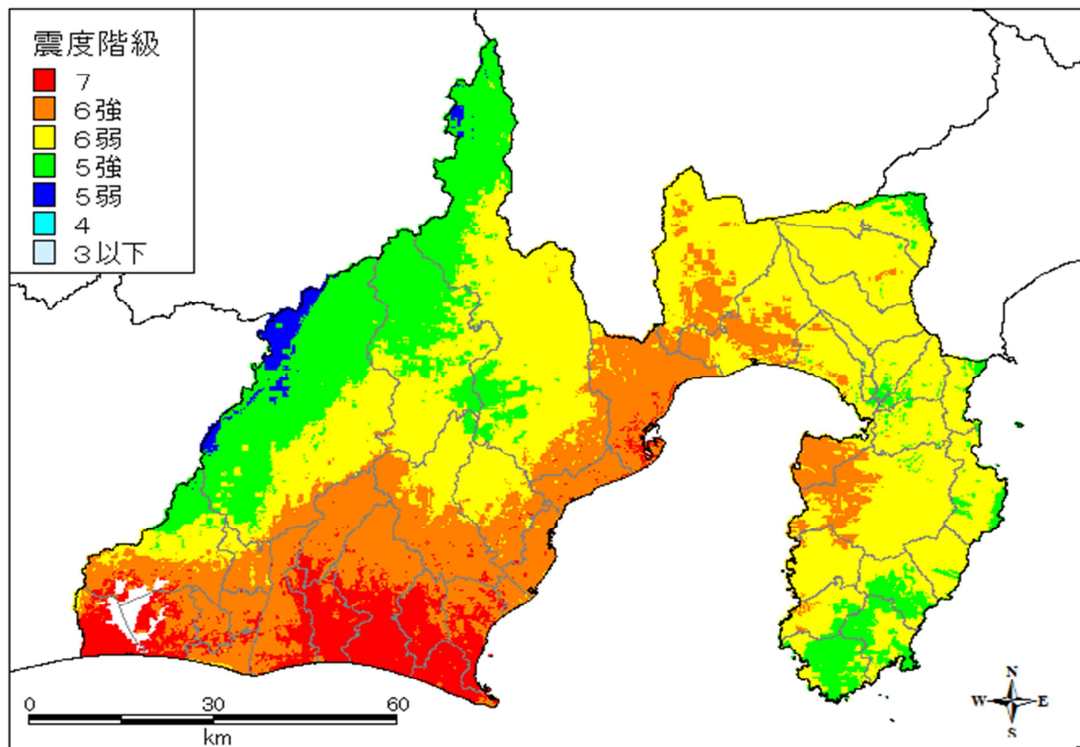
R1.10.23	藤曲八二塚 A 藤曲落合B	警戒	町立小山中学校 ランチルーム	藤曲142	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話、FAX</li> <li>・同報無線</li> <li>・登録制メール</li> <li>・緊急速報メール</li> <li>・広報車</li> </ul>	年1回以上訓練を実施するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町により早期から気象情報を提供</li> <li>・土砂災害警戒区域に隣接するランチルームの使用を中止し校舎内へ移動するか、必要により、下校・休校とする。</li> </ul>
R1.10.23	竹之下D	警戒	町立足柄小学校 体育館	竹之下2411-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話、FAX</li> <li>・同報無線</li> <li>・登録制メール</li> <li>・緊急速報メール</li> <li>・広報車</li> </ul>	年1回以上訓練を実施するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町により早期から気象情報を提供</li> <li>・土砂災害警戒区域に隣接する体育館の使用を中止し校舎内へ移動するか、必要により、下校・休校とする。</li> </ul>

### 3 洪水浸水想定区域内に所在する要援護者施設

指定日	河川名	施設の名称	所在地	警報等の伝達手段	避難訓練の実施	救助
R3.3.15	鮎沢川	健康福祉会館	小山75-7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話、FAX</li> <li>・防災無線</li> <li>【半固定307】</li> <li>・同報無線</li> <li>・登録制メール</li> <li>・緊急速報メール</li> <li>・広報車</li> </ul>	年1回以上訓練を実施するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町により早期から気象情報を提供</li> <li>・気象情報に基づき早期の避難を呼びかけ</li> <li>・必要により、町、消防署、消防団等により避難を支援</li> <li>・夜間や危険な場合は、施設内のより安全な場所に避難</li> </ul>

## 2-3-1 第4次地震被害想定 推定震度分布図（南海トラフ沿い）

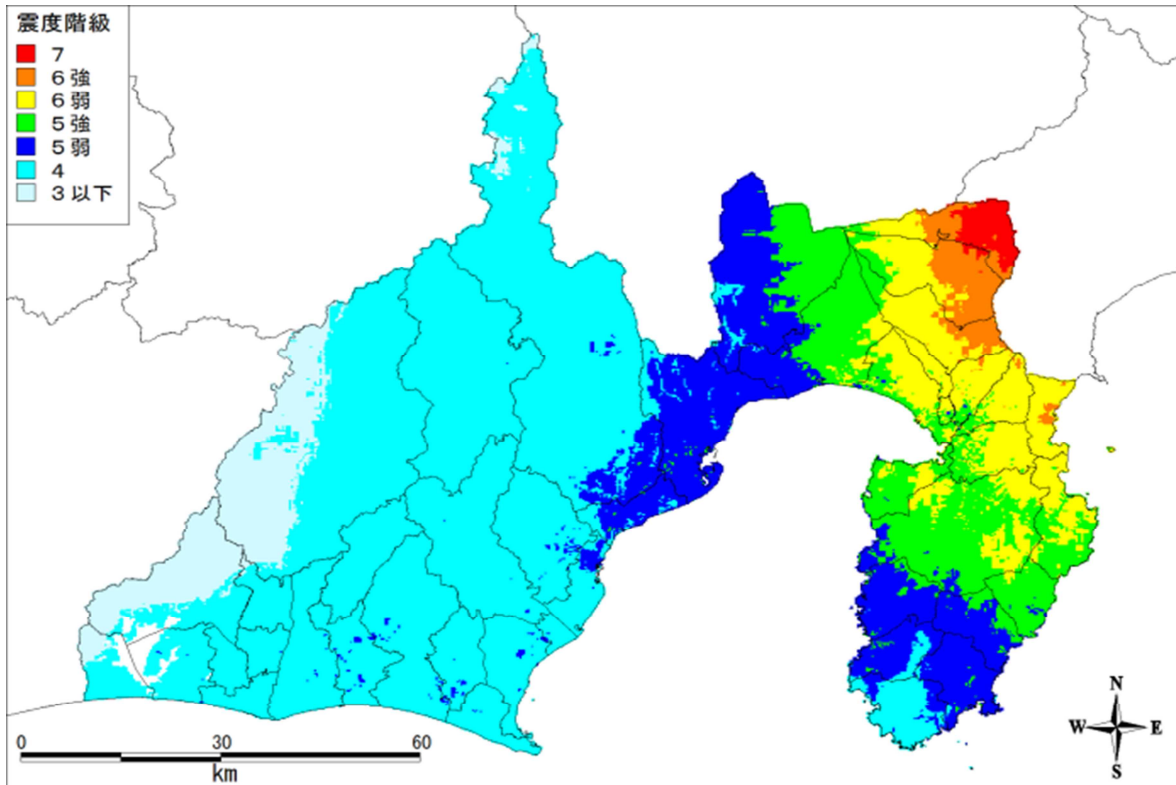
【陸側ケース】



震度区分	5強	6弱	合計
面積	29.3 km <sup>2</sup>	102.2 km <sup>2</sup>	131.5 km <sup>2</sup>

## 第4次地震被害想定 推定震度分布図（相模トラフ沿い）

【相模トラフ沿いの最大クラス】



震度区分	5強	6弱	6強	7	合計
面積	4.1 km <sup>2</sup>	26.1 km <sup>2</sup>	37.4 km <sup>2</sup>	63.9 km <sup>2</sup>	131.5 km <sup>2</sup>

## 2-3-2 ライフライン時系列シナリオ

		地震発生～	数分後～	2,3日後～	1週間後～	
		警戒宣言発令時	災害発生期	災害拡大期	応急復旧期	本格復旧期
上水道	被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急貯水により需要拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水源、配水池等の構造物に被害</li> <li>管路に折損、破裂等が生じ一部給水不能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内各所で断水が発生</li> <li>応急給水により水を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧により断水箇所減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設配管等による復旧は数週間を要す</li> </ul>
	対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急貯水の呼び掛け</li> <li>配水池の点検</li> <li>応急復旧用資機材確保</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>急復旧作業開始</li> <li>飲料水兼用貯水槽の利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧作業継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧作業継続</li> </ul>
下水道	被害		<ul style="list-style-type: none"> <li>管きょが破損し、土砂・地下水等が流入</li> <li>液状化によるマンホールの浮上等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水困難地域の発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧により排水困難箇所減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧は約1ヶ月</li> </ul>
	対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の緊急点検</li> <li>応急復旧用資機材確保</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧作業開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧作業継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧作業継続</li> </ul>
電気	被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震災害警戒本部設置</li> <li>要員及び資機材確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配電線、配電柱に被害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>停電が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通電範囲の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧に約2週間</li> </ul>
	対応			<ul style="list-style-type: none"> <li>被害箇所の調査</li> <li>重要箇所を中心とした応急復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧工事継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧工事継続</li> </ul>
LPガス	被害		<ul style="list-style-type: none"> <li>ボンベの転倒等によるガス漏れ</li> <li>マイコンメーターによる供給遮断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガス漏れ通報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガス使用可能範囲拡大</li> </ul>	
	対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全広報</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>被害調査・点検開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害調査・点検完了</li> </ul>	
電話	被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>輻輳状態発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電柱、ケーブルへの被害</li> <li>受話器はずれ等による輻輳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般通話規制</li> <li>災害時優先電話による通話可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1週間程度は電話がかかりにくい状態</li> <li>通話規制の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2週間程度で全域で通話可能</li> </ul>
	対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信規制</li> <li>復旧資機材確保</li> <li>広報</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧作業開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧作業継続</li> </ul>	

## 2-3-3 道路の被害発生と復旧シナリオ

		東名高速道路	東西幹線	その他道路
被害状況		御殿場IC～都夫良野トンネル間で山・崖崩れにより一部不通箇所が発生	国道246号神奈川県境で山・崖崩れによる影響で一部区間通行不能	地盤の液状化、山・崖崩れ、沿道建築物被害等により一部区間で通行止めと交通規制
復旧状況	1～3日	瓦礫、障害物撤去に3日程度を要する	一部区間通行不能	一部区間で通行止めと交通規制
	3～7日	交通規制により緊急自動車、緊急通行車両のみ通行可能	一部区間で交通規制	一部区間で交通規制
	1週間～1ヶ月	交通規制により緊急自動車、緊急通行車両のみ通行可能	一部区間で交通規制	一部区間で交通規制
	1ヶ月以上	通行可能	通行可能	一部区間で交通規制

## 3 気象情報等

## 3-1 気象等の注意報及び警報の種類と発表基準

発表官署 静岡地方気象台

小山町	府県予報区	静岡県		
	一次細分区域	東部		
	市町村等をまとめた地域	富士山南東		
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数	19
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	198
	洪水	流域雨量指数基準	鮎沢川流域=41.0 須川流域=19.7 小山佐野川流域=21.5	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 20cm	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11	
		土壌雨量指数基準	100	
	洪水	流域雨量指数基準	鮎沢川流域=32.8 須川流域=15.7 小山佐野川流域=17.2	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 50%		
	なだれ	1.降雪の深さが 30cm 以上あった場合 2.積雪が 40cm 以上あって最高気温が 15℃ 以上の場合		
	低温	冬季：最低気温 -4℃ 以下		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 4℃ 以下		
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110 mm	

平成22年5月27日現在

## 3-2 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

## 津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

津波、火山噴火、地震については、従来からの警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置づけています。

具体的には、津波については「大津波警報」、火山噴火については「噴火警報（居住地域）」\*、地震については「緊急地震速報」（震度6弱以上を予想したもの）を特別警報に位置づけています（下表を参照）。

これらの特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表します。例えば、大津波警報が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味です。

これらの特別警報を見聞きした場合は、これまでと同様に、津波であれば直ちに避難する、火山噴火であれば噴火警戒レベルに応じ避難や避難準備を行う、地震であれば揺れから身を守るなど、命を守る行動をとってください

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（居住地域）*を特別警報に位置づける）
地震 （地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける）

（\*）噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル4または5）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（キーワード：居住地域嚴重警戒）を特別警報に位置づけています。



## 3-3 気象庁震度階級関連解説表

## 震度と揺れ等の状況(概要)

**0** **【震度0】**  
人は揺れを感じない。

**1** **【震度1】**  
屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。

**2** **【震度2】**  
屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。

**3** **【震度3】**  
屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。

**4** **【震度4】**

- ほとんどの人が驚く。
- 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。
- 座りの悪い置物が、倒れることがある。

**5弱** **【震度5弱】**

- 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
- 棚にある食器類や本が落ちることがある。
- 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。

**5強** **【震度5強】**

- 物につかまらなさと歩くことが難しい。
- 棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる。
- 固定していない家具が倒れることがある。
- 補強されていないブロック塀が崩れることがある。

**6弱** **【震度6弱】**

- 立っていることが困難になる。
- 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。
- 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
- 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。

耐震性が高い

耐震性が低い

**6強** **【震度6強】**

- はわないと動くことができない。飛ばされることもある。
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。
- 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

耐震性が高い

耐震性が低い

**7** **【震度7】**

- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。
- 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。
- 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。

耐震性が高い

耐震性が低い

**地震が起きたら**      **あわてず、まず身の安全を!!**      **緊急地震速報を見聞きしたら**

- 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難
- あわてて外に飛び出さない(落下物や車が危険)
- 揺れがおさまってから、あわてず火の始末
- あわてた行動、けがのもと

- 運転中は、ハザードランプを点灯し、緩やかに減速
- 近づくな、門や塀、自動販売機やビルのそば
- 海岸でぐらっときたら高台へ

**家屋の耐震化や家具の固定など、日頃から地震に備えましょう!!**

**国土交通省 気象庁**

〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4 電話:(03)3212-8341(代表)  
ホームページアドレス <http://www.jma.go.jp/>

平成21年3月31日

## 3-4

## (気象庁発表資料)

(別紙 1)

## 「南海トラフ地震に関する情報」の発表について

気象庁は、以下の場合、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。このため、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言をいただくために、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ沿いでの異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>○観測された現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</li> </ul>

- 本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。
- 本情報を発表していなくても、南海トラフ沿いの大規模地震が発生することもある。
- 「南海トラフ地震臨時情報」に「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で（）内にキーワードを追加した情報が発表される。

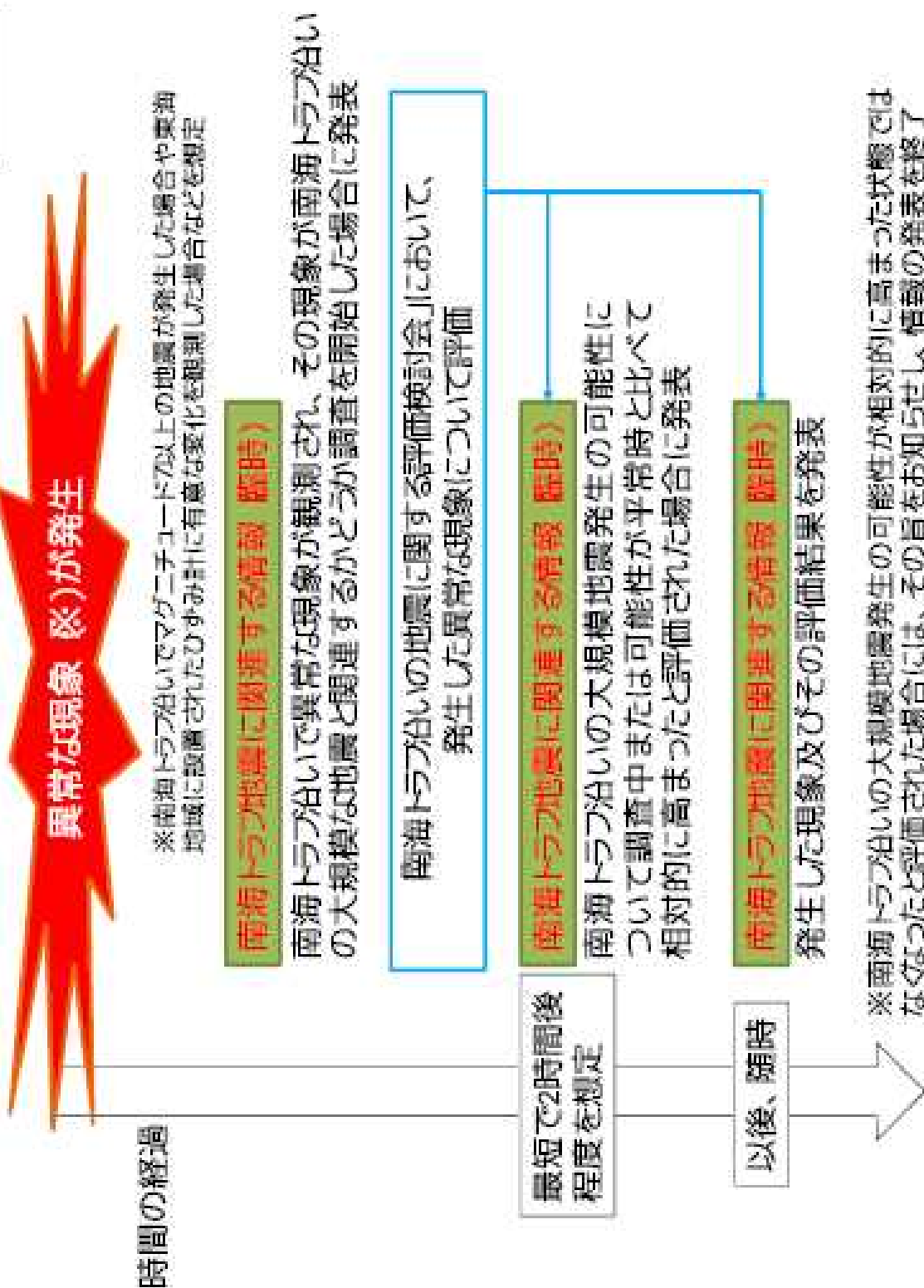
キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○監視領域内※<sup>1</sup>でマグニチュード6.8以上の地震が発生</li> <li>○1か所以上のひずみ計※<sup>3</sup>で有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域※<sup>2</sup>内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり※<sup>4</sup>が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> <li>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul>
巨大地震警戒	<p>想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合</p>
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>○監視震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</li> <li>○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</li> </ul>
調査終了	<p>（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</p>

※1：監視領域：想定震源域内及び想定震源域の海溝軸外側50km程度

- ※2：想定震源域；南海トラフ地震の想定震源域（プレート境界）
- ※3：ひずみ計；地盤の岩盤の伸び・縮みを非常に高感度で観測できる地殻変動の観測装置で、東海地域、近畿地域及び四国地域の計39地点に設置
- ※4：フィリピン海プレートと陸側のプレートの固着域周辺がゆっくりすべる現象で、スロー地震とも呼ばれる。

上記は、今後検討により見直されることがある。

南海トラフ地震に関連する情報 (臨時) に関する基本的な流れ (参考)



## 3-5 富士山の噴火警戒レベル



平成19年12月1日運用開始

## 富士山の噴火警戒レベル

予報 警報	対象 範囲	レベル 件数	火山活動の状況	住民等の行動及び登山 等・入山等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難) (5)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。 宝永（1707年）噴火の事例 12月16日～1月1日：大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 その他の噴火事例 貞観噴火（864～865年）： 北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延暦噴火（800～802年）： 北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達</li> <li>●顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険）。 宝永（1707年）噴火の事例 12月15日昼～16日午前（噴火開始前日～直前）： 地震多発、東京など広域で揺れ</li> </ul>
		4 (避難準備) (4)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。 宝永（1707年）噴火の事例 12月14日まで（噴火開始数日前）： 山麓で有感となる地震が増加</li> </ul>
火口周辺警報	居住地域近くまで 火口から	3 (入山規制) (3)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり。 宝永（1707年）噴火の事例 12月3日以降（噴火開始十数日前）： 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった</li> </ul>
	火口周辺	2 (火口周辺規制) (2)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。 過去事例 該当する記録なし</li> </ul>
噴火予報	火口内等	1 (火口内規制) (1)	火山活動は静穏。火山新発の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。</li> </ul>

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m<sup>3</sup>を大規模噴火、2千万～2億m<sup>3</sup>を中規模噴火、2百万～2千万m<sup>3</sup>を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する過程は現時点で特性されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後認定を検討する。

注3) 火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会作成）で示された範囲を指す。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。

最新噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。

<http://www.jma.go.jp/jp/volcano/>

## 3-6 避難情報

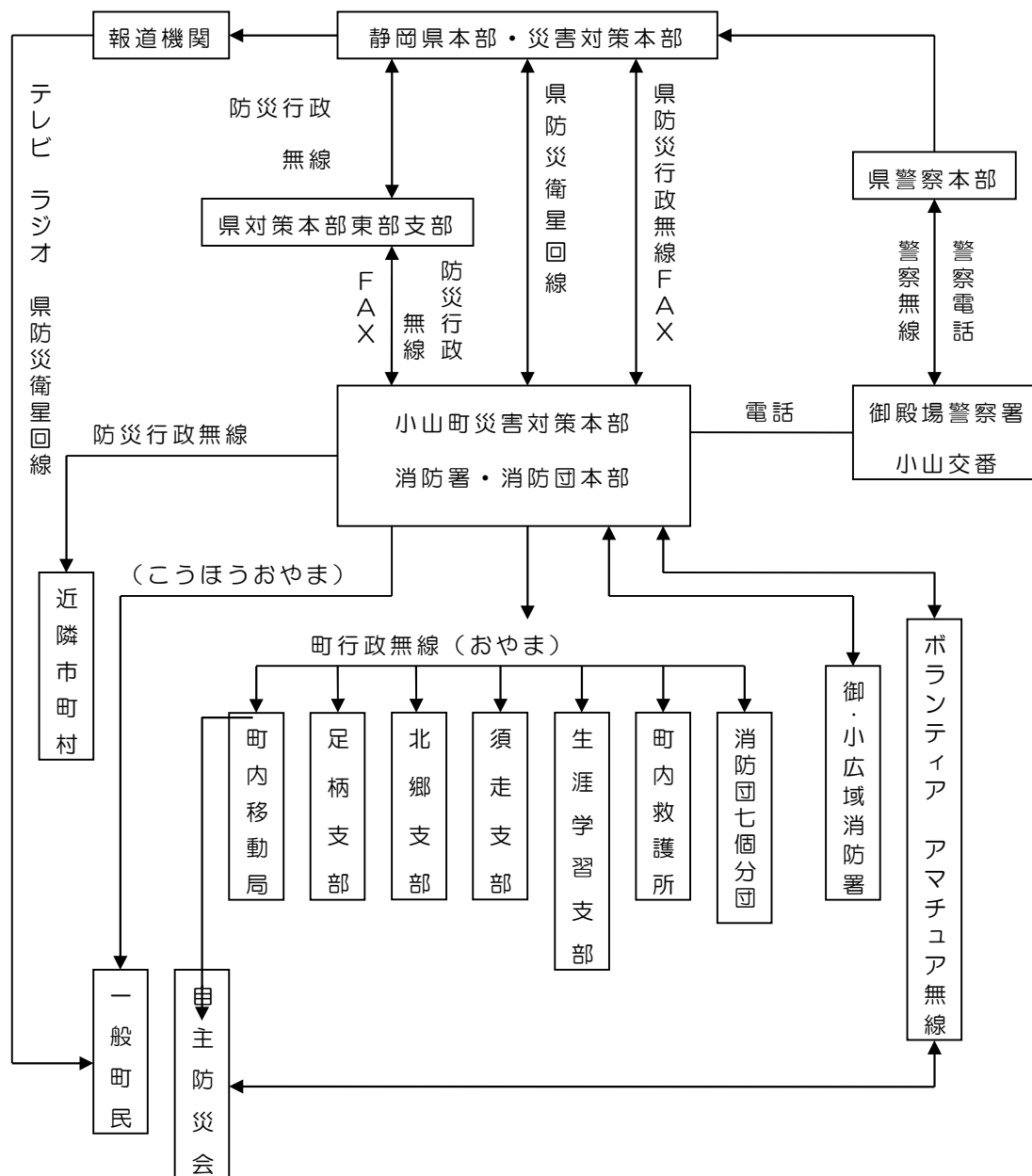
区 分	内 容
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等 避難開始 (以下「避難準備情報 等」という。)	住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、高齢者や障がいのある人などの災害時要援護者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるもの。 ・避難するのに時間のかかる高齢者など避難行動要支援者は避難を開始 ・通常の避難行動ができる人は、家族との連絡、非常持ち出し品の用意など避難準備を開始
【警戒レベル4】 避難勧告	災害によって被害が予想される地域の住民に対して、避難を勧めるもの。 ・避難勧告が発表されている地域のすべての住民は指定された避難場所に避難を開始
【警戒レベル4】 避難指示（緊急） (以下「避難指示」と いう。)	避難勧告よりも強く避難を求めるもの。 ・避難中の住民は直ちに避難を完了 ・まだ避難していない人は直ちに避難
【警戒レベル5】 災害発生情報	・命を守るため最善の行動をとる。

## 3-7 避難判断基準(風水害)

区 分	状 況	町の対応
第1 段階	情報 ○台風情報の発表（5日前から注意、3日前から情報共有） ○大雨注意報が発表	①気象情報や各地の雨量、雨雲、前線等の情報を収集 ②台風（発達性低気圧含む。）の場合は、予想進路等の情報共有
第2 段階	収集 ○大雨警報発表	①事前配備体制 ②時間雨量の測定 ③時間雨量、河川水位により事前配備体制の強化
第3 段階	避難 準備 情報 等 ①土砂災害警戒判定メッシュが赤紫又は予想2h前で基準線（CL）に到達又は気象庁・県からの防災情報 ②数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ③河川水位等	①避難準備情報等の発令 ②必要により第1次配備体制 ③避難所開設 ④住民への広報及び避難行動要支援者の避難の呼びかけ
第4 段階	避難 勧 告 ①土砂災害警戒情報発表、土砂災害警戒メッシュが紫又は予想1h前で基準線（CL）到達又は気象庁・県からの防災情報、記録的短時間大雨情報が発表 ②巡回による前兆現象の確認（河川水位、湧水、河川への土砂の異常な流入）	①避難勧告の発令 ②発令地域の避難所の開設 ③住民への広報、避難の呼びかけ ④要支援者の避難状況の確認 ⑤災害対策（警戒）本部への移行
第5 段階	避難 指 示 ①特別警報 ②気象庁、県からの防災情報 ③災害の発生	①避難指示の発令 ②住民への避難指示 ③災害対策本部への移行

## 4 情報の収集・伝達及び広報活動

## 4-1 連絡系統図



## 4-2 同報無線屋外子局等設置場所一覧表

設置場所	屋外子局	再送信子局	簡易中継局	モーターサイレン
下谷地区広場	○			
生土公民館		○		
小山町役場	○			○
成美小学校		○		
湯船町住広場	○			○
明倫小学校	○			
足柄小学校	○			
足柄コミセン				○
桑木公民館付近	○			○
下古城掲示板前	○			
大胡田公民館	○			
小山町総合文化会館	○			
北郷小学校	○			
一色正倉研修センター	○			
棚頭コミセン	○			
上野公民館	○			
中日向公民館	○			
大御神コミセン	○			
大御神萬昌寺付近	○			
須走小学校	○			
富士総合グラウンド	○			
須走高原ゴルフ前	○			
消防須走分署	○			○
消防第7分団詰所				○
吉久保明倫館	○			
小山消防署	○			○
須走支所			○	

## 4-3 避難地電話番号一覧表

種別等 名称	広域 一次 避難 地別	有効 面積 (ha)	番 号	種別等 名称	広域 一次 避難 地別	有効 面積 (ha)	番 号
成美小学校	一次	1.96	76-0063	北郷中学校	一次	3.95	78-0514
明倫小学校	一次	1.35	76-0064	須走小学校	一次	1.80	75-2730
足柄小学校	一次	1.32	76-0596	須走中学校	一次	2.19	75-2004
生涯学習センター	広域	2.72	76-5700	須走総合グラウンド*	一次	3.00	
健康福祉会館広場	一次	0.20	76-6666	県立小山高校	一次	2.00	76-1188

◎ 一般電話の外、避難地特設公衆電話設置済み。



## 4-4 特設公衆電話設置場所一覧表

建 物 名	利用場所	設置台数
小山町総合文化会館	事務室	1
小山町健康福祉会館	事務室	1
須走総合グラウンド	グラウンド	1
須走小学校	事務室	1
須走中学校	職員室	1
明倫小学校	職員室	1
足柄小学校	職員室	1
小山中学校	職員室	1
成美小学校	事務室	1
北郷中学校	玄関	1
北郷小学校	事務室	1
県立小山高校	体育館事務室	1

## 4-5 小山町自主防災会連合会規約

(目的)

第1条 この規約は、町民の隣保共同の精神に基づき、自主的な防災活動を効果的に行うことにより地震、水害、その他異常気象による被害（以下「災害」という。）の防止、及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(会の名称)

第2条 この会は、小山町自主防災会連合会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 本会の事務所は防災事務を担当する課に置く。

(事業)

第4条 本会は、この規約の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及活動
- (2) 災害予防活動
- (3) 地区防災会との連絡調整
- (4) 地区防災会の防災訓練と指導育成
- (5) その他本会の目的を達成するための必要な事項

(会員)

第5条 本会は、小山町内に設置されている自主防災会長を以て構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 幹事 若干名

(役員を選出)

第7条 本会の役員は会員の互選による。

(役員任期)

第8条 役員任期は、1年とする。ただし、再任をさまたげない。

(役員任務)

第9条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総括し、本会を代表する。また、会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 幹事は、役員会の構成員として会務の運営にあたる。

(会議)

第 10 条 会議は、総会及び役員会として必要な都度会長が召集する。

(総会)

第 11 条 総会は、全会員を以って構成する。

(1) 総会は、毎年 1 回開催する。

(2) 総会は、次の事項を審議する。

ア 規約の改正に関すること。

イ 事業計画に関すること。

ウ その他特に必要と認めたこと。

(3) 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第 12 条 役員会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

2. 役員会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に提出すべき事項。

(2) 総会により委任されたいこと。

(事業年度)

第 13 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

附 則

この規約は、昭和 52 年 10 月 19 日から施行する。

## 4-6 自主防災組織と任務分担

班 別	任 務 分 担
本 会 副 会 長	(1) 防災組織の編成及び任務分担に関する事。 (2) 災害発生時の指揮及び防災訓練についての総括に関する事。 (3) 会の経理に関する事。 (4) 防災資機材のあっせん及び備蓄等に関する事。 (5) 防災教育の推進に関する事。
消 火 ・ 水 防 班	(1) 住民の消火作業、水防作業等の指導教育に関する事。 (2) 消火器使用に関する知識の普及に関する事。 (3) 消防資機材の点検に関する事。
救 出 ・ 救 助 班	(1) 負傷者の救出、救助及び資機材の調達に関する事。 (2) 住民の救出、救助訓練に関する事。 (3) 災害弱者等の安否確認と救出に関する事。
情 報 班	(1) 本部との連絡に関する事。 (2) ラジオ、町広報による情報の収集、住民への伝達、地区への被害状況等の把握に関する事。 (3) 警戒宣言発令時の住民への周知徹底に関する事。
避 難 誘 導 班	(1) 避難地、避難路等の点検調査に関する事。 (2) 会長の指示に基く地区民の避難誘導及び避難人員の点呼に関する事。 (3) 避難訓練の指導教育に関する事。
生 活 班	(1) 区又は町等から提供された食料等の配布、炊き出し等による給食に関する事。 (2) 避難所生活の計画及び調整に関する事。 (3) 災害本部と協力し、飲料水の確保、給水に関する事。 (4) 濾水機の活用に関する事。
衛 生 救 護 班	(1) 負傷者の応急救護及び医薬品、資機材の調達等に関する事。 (2) 住民の救急法、応急手当等の方法等の衛生知識の普及に関する事。 (3) 仮設便所の設置等に関する事。
安 全 点 検 班	(1) 地域の巡回点検の実施、危険箇所及び危険物の調査に関する事。
清 掃 班	(1) ごみ処理及びがれき等廃棄物処理に関する事。
補 修 班	(1) 家屋等の補修に必要な資機材と人員の確保に関する事

注

1. 情報班は、ボランティアとしてアマチュア無線局による情報の伝達も確保すること。
2. 消火、水防班は、火防隊等の消防資材による活動を考慮しておくこと。

## 4-7 自主防災会一覧表と集合場所

番号	自主防災会名	集 合 場 所	番号	自主防災会名	集 合 場 所
1	小山1区	元青雲寮跡地	23	桑木区	公民館
2	小山2区	小山公園駐車場	24	用沢区	公民館
3	小山3区	小山3区コミセン	25	棚頭区	コミセン広場
4	小山4区	コミュニティ広場	26	大御神区	コミセン広場
5	生土区	生土神社北広場	27	中日向区	公民館
6	音湊区	音湊区公園	28	上野区	公民館
7	中島区	中島区コミセン広場	29	阿多野区	公民館
8	柳島区	宮の前広場	30	吉久保区	明倫館
9	湯船区	湯船公民館	31	下古城区	集会所
10	藤曲区	成美小学校	32	大胡田区	公民館
11	落合区	小山中学校	33	上古城区	コミセン広場
12	南藤曲区	公民館	34	一色区	防災会館
13	茅沼区	八幡神社境内			コミセン
14	菅沼区	日吉神社境内			研修センター
15	坂下区	甘露寺			下小林善公館
16	谷戸区	明倫小学校	35	上本町区	須走こども園 (旧保育園)
17	大脇区	大脇会館	36	下本町区	須走小学校
18	原向区	元町宮原向住宅	37	東原区	官舎前広場
19	所領区	コミセン広場	38	下原区	集会所
20	宿区	足柄コミセン	39	緑ヶ丘区	集会所
21	向方区	足柄小学校	40	雲雀ヶ丘区	須走総合グラウンド
22	新柴区	公民館			

## 4-8 報道機関名簿

## 地方紙記者名簿

社名	所在地	電話番号	FAX
(株)静岡新聞社 御殿場支局	御殿場市二枚橋 55-25	(82)0157	(83)9437
(株)岳麓新聞社	御殿場市新橋 669-25	(82)0080	(82)0088
(株)富士と生きる (日刊静岡)	御殿場市川島田 1440	(89)8930	(89)8932

沼津記者会 FAX 055(934)1109

社名	所在地	電話番号	FAX
NHK静岡放送局 沼津支局	沼津市吉田町 1-1 イ-スト永代橋ビル 2F	055(931)7475	055(931)7142
(株)静岡朝日テレビ 東部支社	沼津市大手町 1-1-6 イーランド 3F	055(951)3100	055(951)3903
(株)静岡第一テレビ 東部支局	沼津市大手町 2-31-2 オーツビル 5F	055(963)4777	055(962)7310
静岡放送(株) 東部総局	沼津市魚町 1 ヌノコ 4F	055(962)0383	055(962)6515
(株)テレビ静岡 沼津支社	沼津市大手町 2-4-1 沼津第一生命ビル 5階	055(962)7374	055(954)0710
朝日新聞 沼津支局	沼津市末広町 33	055(951)1231	055(951)1410
読売新聞 沼津支局	沼津市大手町 3-2-15 沼津駅前 YKビル 5F	055(951)8880	055(951)8881
毎日新聞 沼津支局	沼津市大手町 5-1-1 35ビル 3F	055(962)0204	055(964)0225
時事通信社 沼津支局	沼津市添地町 37 三鋼ビル 2F	055(963)5115	055(951)0660
中日新聞・東京新聞 沼津支局	沼津市大手町 2-9-5 堺沢ビル 5F	055(962)1123	055(962)5964

## その他

社名	所在地	電話番号	FAX
小山町テレビ共聴組合	小山町生土 59-10	(76)4832	(76)1236
(株)TOKAIケーブルネットワ ーク 御殿場支店	御殿場市川島田 435-1	(82)6751	(82)6836
産経新聞 静岡支局	静岡市葵区伝馬町 9-1 河村ビル 2F	054(255)5026	054(255)0038
(株)建通新聞社 沼津支局	沼津市平町 18-20 川口第二ビル	055(962)5167	055(951)6965
(株)エフエム御殿場	御殿場市川島田 532-1 比・スクエア内	(84)0863	(84)5858

## 4-9 小山町建設業協会地震等緊急時登録会員名簿

第一対策本部 小山町商工会

電 話 76-1100

会社名	住 所	電話番号	FAX	備 考
(株)小方組	小山79	76-1919	76-1996	
富士峰建設(株)	小山71	76-0235	76-0738	
松井建設(株)	小山339	76-0133	76-3354	
大幸建設(株)	生土70-1	76-0241	76-5081	
佐野建設(株)	小山96-1	76-0318	76-2326	
東静建設(株)	生土24-1	76-0152	76-4583	
臼幸産業(株)	藤曲109-1	76-1200	76-4923	
(株)室伏組	菅沼976-48	76-0461	76-4913	
(有)渡邊組	菅沼768-1	76-0223	76-1223	
(株)田代建設	大胡田1077	76-0503	76-1960	
(有)小山庭園	一色650	78-0117	78-0127	
(株)和太組	用沢196-5	78-0548	78-0884	
(有)齊藤工務店	須走295	75-2111	75-3833	
(有)棗組	生土204-1	76-3316	76-3443	

## 小山町建設業協会災害対策組織

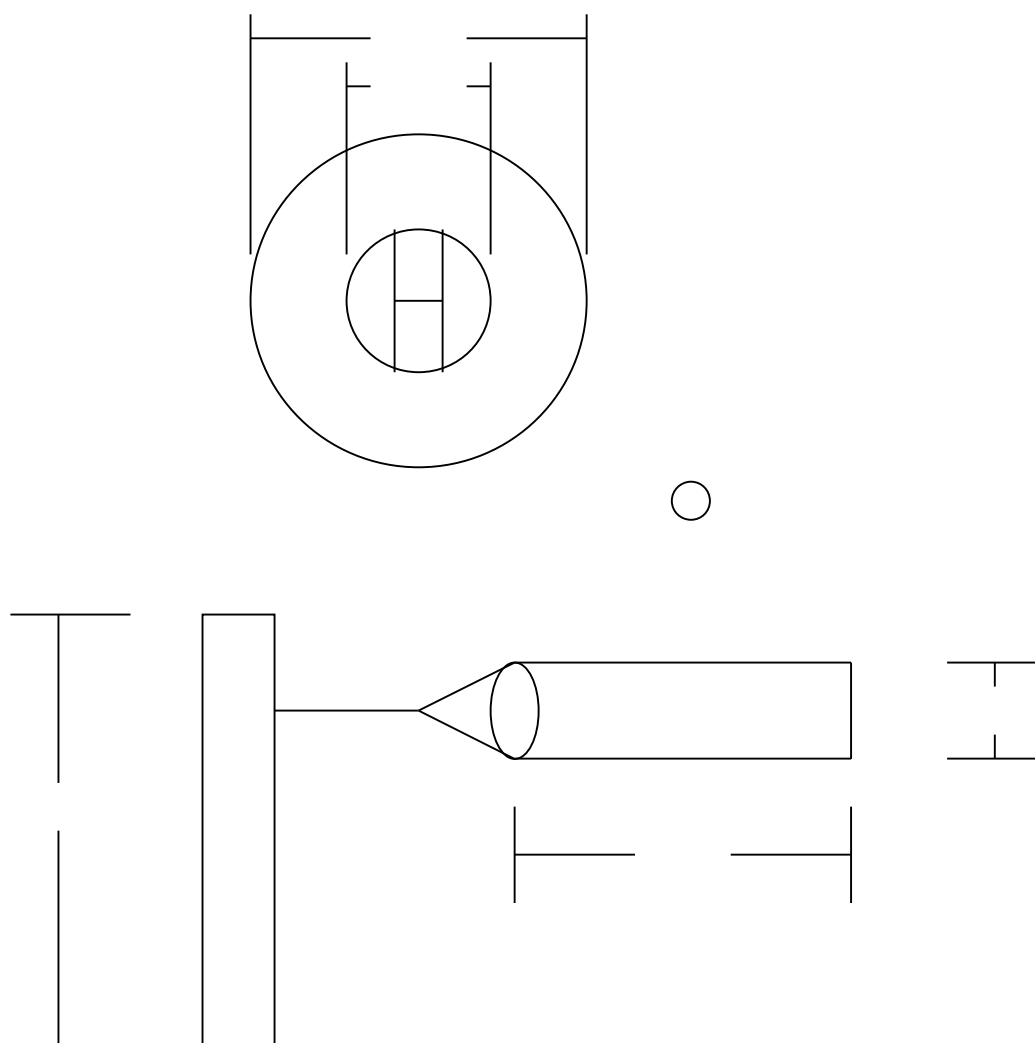
協会対策本部		
建設業協会災害支援活動本部(小山町商工会内) 76-1100 協会長 田代 和美 76-0503		
情報収集係	対策係	重機・資材係
(株)小方組 76-1919	(株)和太組 78-0548	
富士峰建設(株) 76-0235	(有)齊藤工務店 75-2111	
(株)室伏組 76-0461	大幸建設(株) 76-0241	
(有)棗組 76-3316	佐野建設(株) 76-0318	
	(有)渡邊組 76-0223	
臼幸産業(株) 76-1200		
(有)小山庭園 78-0117		
東静建設(株) 76-0152		
松井建設(株) 76-0133		

## 5 防災関連施設・設備等

## 5-1 ヘリポート設置予定場所

施設名	所在地	電話	広さ 巾m×長さm	備考
明倫小学校グラウンド	小山町菅沼627	76-0064	55×100	
須走小学校グラウンド	// 須走70-18	75-2730	60×130	
北郷小学校グラウンド	// 用沢604-1	78-0520	90×150	
小山中学校グラウンド	// 藤曲142	76-0154	80×90	
足柄小学校グラウンド	// 竹之下2411-1	76-0327	60×100	
多目的広場	// 吉久保40-1	76-5700	80×150	自衛隊集結地
足柄ふれあい公園	// 竹之下2481-2	76-1111	60×100	防災・ドクターヘリ 限定

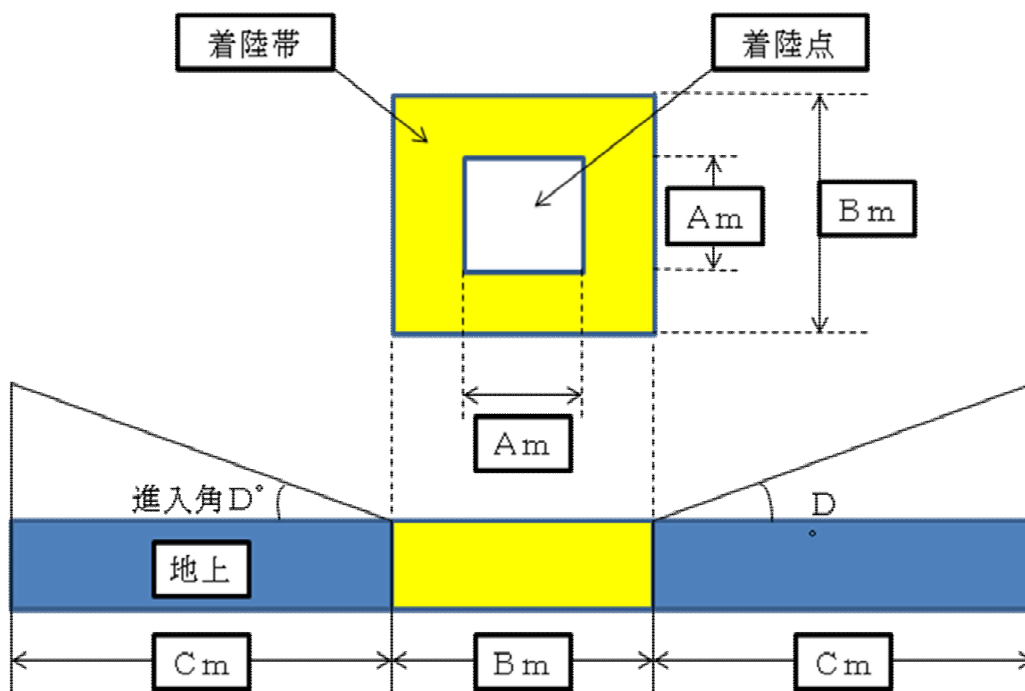
ヘリポートの条件 (中型機想定)





## ヘリポートの具備すべき条件

## 1 離着陸場の基準（着陸のための最小限所要地積）



機種		標準	応急	追加搭乗人員
小型 (OH-6)	A	5 m		2名
	B	30 m	20 m	
	C	450 m		
	D	10°	15°	
中型 (OH-1)	A	10 m		2名
	B	40 m	27 m	
	C	450 m		
	D	10°	15°	
中型 (UH-1)	A	6 m		10名
	B	36 m	30 m	
	C	450 m		
	D	8°	14°	
中型 (UH-60)	A	12 m		11名
	B	40 m	34 m	
	C	450 m		
	D	8°	12°	
大型 (CH-47)	A	20 m		55名
	B	100 m	70 m	
	C	450 m		
	D	6°	8°	

ア 重荷重状態になるほど進入角は浅くする必要がある（積載重量に影響を受ける。）

イ 上記の表内基準は、気温・湿度・風向・高度等天候の条件により変動する。

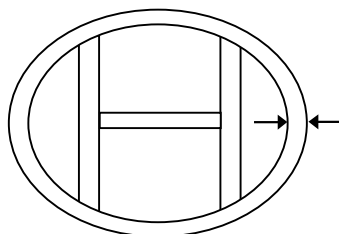
ウ 不整地等において着陸点を選定する場合、着陸帯においてはローターの回転面下の草木、着陸点においては、スキッド間隔及び長さの部分、又は車輪間隔及び前・後車輪間の長さの部分の整地が必要である。

## 2 地表面

- (1) 舗装された場所が最も望ましい。
- (2) グラウンド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう措置すること  
(地表面が乾燥している場合は、砂塵巻上げ防止のため十分な散水を行う)。
- (3) 草地の場合は、硬質低草地であること。

## 3 着陸点

着陸点のほぼ中央に石灰等で直径 10m の正円を描き、中央に H と記す。



## 4 着陸帯付近（着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所）に吹き流し、または旗をたてる。

- (1) 布製
- (2) 風速 25m/秒程度に耐えられる強度

## 5 救急車等、車両の出入の便がよい場所であること。

## 6 電話等、通信手段の利用が可能であること。

## 7 離着陸地帯にみだりに人が近づかないよう配慮すること。特に、ヘリコプターのテールローターには、注意がおろそかになる傾向があるので、機体の尾部には絶対に近づかないよう配慮する必要がある。

## 8 安全監視員を配置する。

## 5-2 防災拠点施設

区 分	拠点開設予定施設	主な目的
自衛隊災害派遣部隊	生涯学習センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊災害派遣部隊の受援拠点</li> <li>・拠点ヘリポート</li> </ul>
緊急消防援助隊	生涯学習センター 須走多目的広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急消防援助隊の受援拠点</li> </ul>
警察広域緊急援助隊	生涯学習センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域緊急援助隊の受援拠点</li> <li>・静岡県警察御殿場警察署災害警備本部の代替施設</li> </ul>
防災拠点	道の駅「ふじおやま」 道の駅「すばしり」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客、通過客の一時避難施設</li> <li>・物流受入拠点</li> <li>・広域進出拠点</li> <li>・町外避難時における出発のための一時集結地</li> </ul>
備 考	<p>1 国への要望 防災拠点の充実及び機能強化のため、駐車場の拡幅や観光客、通過客の一時避難施設に必要な情報掲示板、マンホールトイレ及び備蓄倉庫等の整備</p> <p>2 町の施策 町民、観光客、通過客等の一時避難対応のため、継続的に食料、飲料水等を備蓄する。</p>	

## 6 避難地・避難所関係

### 6-1 広域避難地・一次避難地

区分	定義	施設名	所在地
広域避難地	地震発生後に発生する火災から避難者の生命を保護するものであり、かつ消防用水利及び消防資機材置場等の施設、食料備蓄施設等の防災上必要な施設を設け、救護復旧活動の拠点となるもの。	生涯学習センター	阿多野 130
一次避難地	広域避難地に到達するまでの間に、避難の中継拠点設け、避難に伴う不安や混乱を防ぎ、住民の避難誘導、情報伝達、応急救護を行うとともに、火災による死亡の機能防止機能を果たすもの。	健康福祉会館	小山 75-7
		小山中学校	藤曲 142
		成美小学校	藤曲 150
		明倫小学校	菅沼 627
		足柄小学校	竹之下 2411-1
		北郷中学校	用沢 355
		北郷小学校	用沢 604-1
		須走中学校	須走 99-1
		須走小学校	須走 70-18
		須走総合グラウンド	須走 347
県立小山高校	竹之下 369		

### 6-2 指定避難所と指定緊急避難場所

① 指定避難所とは

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。

② 指定緊急避難場所とは

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所

③ 指定避難所と指定緊急避難場所は、相互に兼ねることができる。

施設名	所在地	延床（有効） 面積（㎡）	構造	災害態様別		
				風水害	地震	富士山噴火
生涯学習センター	阿多野 130	2, 587	鉄骨鉄筋コンクリート	○	○	○
健康福祉会館	小山 75-7	3, 377	鉄筋コンクリート	○	○	○
小山中学校	藤曲 142	7, 300	鉄筋コンクリート	○	○	○
成美小学校	藤曲 150	5, 756	鉄骨造	○	○	○
明倫小学校	菅沼 627	2, 773	鉄骨造	○	○	○
足柄小学校	竹之下 2411-1	1, 953	鉄骨造	○	○	○
北郷中学校	用沢 355	5, 539	鉄骨造	○	○	
北郷小学校	用沢 604-1	4, 864	鉄骨造	○	○	
須走中学校	須走 99-1	3, 398	鉄骨造	○	○	
須走小学校	須走 70-18	4, 056	鉄骨造	○	○	
県立小山高校	竹之下 369	2, 774	鉄骨鉄筋コンクリート	○	○	○
※須走総合グラウンド	須走 347	(25, 561)	—	○	○	

※須走総合グラウンドは、指定緊急避難場所のみ。その他の施設は指定避難所を兼ねるものとする。

※本表は、南海トラフ大地震、鮎沢川水位周知河川指定、富士山噴火想定改訂に伴い見直しを実施する。

## 6-3 福祉避難所

協 定 先	協定対象施設名	所 在 地	電 話
(福) ミルトス会	知的障害者厚生施設「駿東学園」	小山町吉久保 1050	76-3808
	駿東学園地域活動支援センター「こでまり」		
(一社) 須走彰徳山林会	須走災害対策センター	小山町須走 81-1	86-3773
	須走東災害対策センター	小山町須走 16-12	86-3037
(福) 寿康会	特別養護老人ホーム徳風園	小山町上野 1440-1	76-3388
	デイサービスセンター徳風園		
	特別養護老人ホーム平成の杜	小山町小山 255-2	76-8008
	養護老人ホーム平成の杜	小山町小山 255-2	76-8000
	デイサービスセンター平成の杜	小山町小山 255-2	76-0866
(医) 静寿会	介護老人保健施設おやまの杜	小山町菅沼 1839-3	78-1911
(医) 青虎会	介護老人保健施設 菜の花の丘	小山町竹之下 321	76-5800
	介護付き有料老人ホーム 菜の花の丘		

## 7 医療救護・衛生

## 7-1 医療救護本部・救護病院・災害拠点病院

## ●医療救護本部

本部名	所在地	電話番号
医療救護本部(御殿場市保健センター)	御殿場市西田中 237-7	82-1111
医療救護本部(小山町災害対策本部)	小山町阿多野 130	76-5700

## ●救護病院

病院名	所在地	電話番号	病床数
富士小山病院	用沢 437-1	78-1200	一般 39床 介護 60床
自衛隊富士病院	須走 481-27	75-2311	一般 50床

## ●災害拠点病院

病院名	所在地	電話番号
順天堂大学医学部附属静岡病院	〒410-2295 伊豆の国市長岡 1129	055-948-3111
三島総合病院	〒411-0801 三島市谷田字藤久保 2276	055-975-3031
沼津市立病院	〒410-0302 沼津市東椎路春ノ木 550	055-924-5100
地方独立行政法人国立病院機構 静岡医療センター	〒411-8611 駿東郡清水町長沢 762-1	055-975-2000
富士市立中央病院	〒417-8567 富士市高島町 50	0545-52-1131
富士宮市立病院	〒418-0076 富士宮市錦町 3-1	0544-27-3151

## 7-2 し尿処理施設・し尿処理業者、ごみ処理施設

## ◆し尿処理施設一覧表

施設名	所在地	処理能力
御殿場市・小山町広域行政組合衛生センター	御殿場市中丸 19	140k l / 日

## ◆し尿処理業者一覧表

業者名	所在地	電話番号	車両台数
富士総業(株)	小山町一色 200-1	76-5353	4
北駿運送(株)	小山町菅沼 367-4	76-0337	3
高森商事(株)	御殿場市竈 498-2	82-1911	10
(株)東海衛生	御殿場市東田中 677-7	82-0526	4

## ◆ごみ処理施設一覧表

区分	施設名	所在地	処理能力
可燃ごみ	御殿場市・小山町広域行政組合 焼却センター	御殿場市板妻 862-15	143 t / 日
不燃ごみ 粗大ごみ 資源物(古紙除く)	御殿場市・小山町広域行政組合 再資源化センター	御殿場市神場 2536-23	20.6 t / 日

## 8 災害救助法関連

## 8-1 災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条第1号から第4号）

区 分	内 容
1号適用	町内の滅失世帯数が「50世帯」に達したとき
2号適用	被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯の総数が「2,500世帯」以上に達し、かつ、町内の滅失世帯が「25世帯」以上に達したとき
3号適用	<p>ア 被害が県内全域に及ぶ災害で、県内の住家の滅失世帯数が「12,000世帯」以上に達した場合で、町内の被害世帯が「多数」であるとき 「多数」とは、概ね5世帯以上とし、町の被害状況が特に援助を要する状態にあると判断されたとき</p> <p>イ 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、しかも「多数の世帯」の住家が滅失したとき 「特別の事情」とは次の2つの場合 ①食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とする場合 ②被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合</p>
4号適用	<p>多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき ①多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合 ②被災者に対する食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合</p>

災害救助の手引き（平成31年4月 静岡県健康福祉部）

## 被害報告の区分と内容

	状 況	報 告 先	報 告 の 内 容	方 法	報 告 時 期
発生報告	災害救助法の適用が明らか、もしくは法適用が見込まれる場合	県東部方面本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生の日時及び地域名</li> <li>災害の原因</li> <li>調査班の派遣状況</li> <li>発生時の被害状況</li> <li>法適用の有無</li> <li>既にとった措置及びとろうとする措置</li> </ul>	<p>【迅速に】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電話</li> <li>FAX</li> <li>無線</li> </ul>	発生後可及的速やかに報告
中間報告	災害救助法適用後	御殿場健康福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生報告の内容の変更</li> <li>救助の種類別実施状況（日報）</li> </ul>	<p>【具体的に】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電話</li> <li>FAX</li> <li>文書</li> </ul>	法適用後、救助の実施期間中毎日報告
確定報告	災害救助法による応急救助が完了後	御殿場健康福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況の確定報告及び災害救助費の概算所要額等</li> <li>その他必要と認められる全般的な内容</li> </ul>	<p>【正確に】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文書</li> </ul>	応急救助が完了した後、できる限り早い時期

災害救助の手引き（平成31年4月 静岡県健康福祉部）

## 8-2 応急救助事務早見表

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費：1人1日当たり320円以内  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げ、供与できる。	災害発生から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与(建設型仮設住宅)	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 応急銃所の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 5,610,000円以内 3 同一敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置で、50戸未満でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生日から20日以内着工	1 高齢者等の要援護者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間 最高2年以内 3 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域における実費とする。
応急仮設住宅(借上型仮設住宅)	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	規格 応急銃所の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定	発生後速やかに借り上げ	供与期間 最高2年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所にしている者 2 住家に被害を受け、又は災害により現に炊事できない者	1日1人当たり1,140円以内	災害発生日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月)冬季(10月~3月)の季別は災害発生日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

	区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す 毎に加算
		全壊 全流出	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200
		冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
	半壊 半焼	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
	床上浸水	冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)		1 救護班 使用した薬剤、治療材 料、医療器具の破損等の 実費 2 病院・診療所 国民健康保険診療報 酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		災害発生 の日から 14日以内	患者等の輸送費・人件費は、 別途計上		
助産	災害発生日以前又は 以後7日以内に分娩 した者であって災害 のため助産の途を失 った者(出産のみなら ず、死産及び流産を含 み現に助産を要する 状態にある者)		1 救護班等による場合 は、使用した衛生材料等 の実費 2 助産師による場合は、 慣行料金の100分の 80以内の額		分娩した 日から7 日以内	妊婦等の輸送費・人件費は、 別途計上		
被災者の 救出	1 現に生命、身体が 危険な状態にある 者 2 生死不明の状態 にある者		当該地域における通常の 実費		災害発生 日から3 日以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後 「死体の捜索」として取り 扱う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上		
被災した 住宅の応 急修理	1 住宅が半壊(焼) し、自らの資力によ り応急修理をする ことができない者 2 大規模な補修を 行わなければ居住 することが困難で ある程度に住家が 半壊(焼)した者		居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の 部分 1世帯当たり 584,000円以内		災害発生 の日から 1ヶ月以 内			
学用品の 給与	住家の全壊(焼)、流 失、半壊(焼)又は床 上浸水により学用品 を喪失又は毀損し、就 学上支障のある小学 校児童、中学校生徒及 び高等学校等生徒		1 教科書及び教科書以 外の教材で教育委員会 に届出又はその承認を 受けて使用している教 材、又は正規の授業で使 用している教材実費 2 文房具及び通学用品 は、1人当たり次の金額 以内 小学校児童 4,400円 中学校生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円		災害発生 日から (教科書) 1ヶ月以 内 (文房具及 び通学用 品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々 の実情に応じて支給する。		
埋葬	災害の際死亡した者 を対象にして実際に 埋葬を実施する者に 支給		1体当たり 大人(12歳以上) 211,300円以内 小人(12歳未満) 168,900円以内		災害発生 日から10 日以内	災害発生日以前に死亡し た者であっても対象となる。		



死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,400円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,300円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存用にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当り 135,400円以内	害発生日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与等を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

災害救助の手引き（平成31年4月 静岡県健康福祉部）

## 9 交通・輸送

### 9-1 緊急通行車両の事前届出手続

(県警察本部)

指定行政機関等が行う災害応急対策の迅速化及び発災後の確認手続きの効率化に資するため、緊急通行車両の事前届出を推進するものとする。

#### 1 事前届出手続き

事前届出対象車両は次のいずれにも該当する車両であること。また、車両使用の本拠地は県内とする。

- (1) 指定行政機関等が所有し、若しくは指定行政機関等が契約により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。
- (2) 大規模地震対策特別措置法第21条に定める地震防災応急対策に係る緊急輸送又は災害対策基本法第50条に定める災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

#### 2 届出の方法

- (1) 警察署交通課に備え付けてある緊急通行車両事前届出書により届け出る。
- (2) 緊急通行車両を使用する指定行政機関等の所在地を管轄する警察署交通課に提出する。

#### 3 緊急通行車両事前届出済証（以下「届出済証」という。）の交付

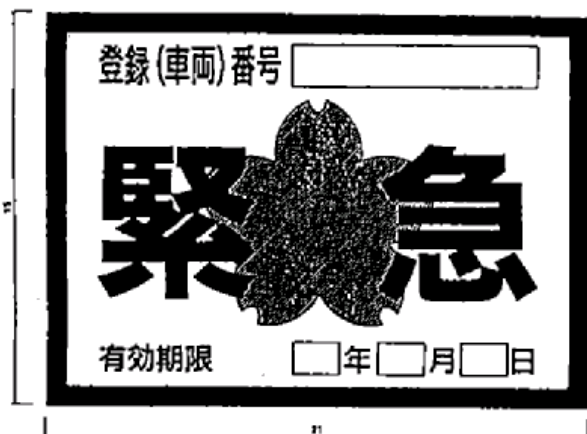
- (1) 審査を経た緊急通行車両については届出済証を警察署を経由して交付する。
- (2) 届出済証の交付を受けた車両は届出済証を自動車検査証と一体保管する。

#### 4 届出済証の返納

届出済証の交付を受けた者は、次の場合に公安委員会に対し届出済証を返納するものとする。

- (1) 当該車両が、緊急通行車両に該当しなくなったとき。
- (2) 当該車両が廃車となったとき。
- (3) その他の理由により緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

#### 緊急標章



## 9-2 緊急通行車両の確認申請及び確認手続

(県警察本部)

大規模地震対策特別措置法又は災害対策基本法に基づく通行禁上が実施された場合における緊急通行車両の確認申請及び確認手続は次によるものとする。

### 1 緊急通行車両事前届出済証（以下「届出済証」という。）を携帯している緊急通行車両の場合

#### (1) 段階別の指定

届出済証には段階別通行区分が指定されていることから、原則として指定された段階別に確認申請を行うものとし、段階別の確認申請の時期は、公安委員会がマスコミ等を通じて広報するものとする。

#### (2) 確認申請の方法

確認申請は公安委員会に対し届出済証を提示して行うものとし、次の場所で受理する。

- ア 警察本部
- イ 各警察署
- ウ 交通検問所

#### (3) 確認の方法

ア 届出済証を携帯している緊急通行車両の確認は他に優先して行うものとする。

イ 前記申請に基づき公安委員会は、緊急通行車両にあたることを確認した場合には、所定の緊急標章（以下「標章」という。）及び緊急通行車両確認証明書（以下「確認証明書」という。）を車両1台につき1通交付する。

#### (4) 確認証明書及び標章の有効期間

当該車両が緊急通行車両として使用される期間を有効期間とする。

#### (5) 標章の掲示等

標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、確認証明書は当該車両に備え付けるものとする。

#### (5) 標章の返納

有効期間の終了した標章は警察本部、警察署のいずれかに返納するものとする。

### 2 事前届出をしていない緊急通行車両の場合

#### (1) 確認申請の方法

確認申請は、警察署交通課に備え付けてある緊急通行車両確認申請書に必要事項を記入の上、当該車両が指定行政機関等の災害応急対策に使用するものであることの説明資料を添え、次の場所に提出する。

- ア 警察本部
- イ 各警察署

#### (2) 確認の方法

公安委員会は、申請書及び添付書類に基づき当該車両が緊急通行車両であることを審査し、緊急通行車両にあたることを確認した場合には、所定の標章及び確認証明書を車両1台につき1通交付する。

#### (3) 確認証明書及び標章の有効期間

当該車両の緊急通行車両として使用される期間を有効期間とする。

#### (4) 標章の掲示等

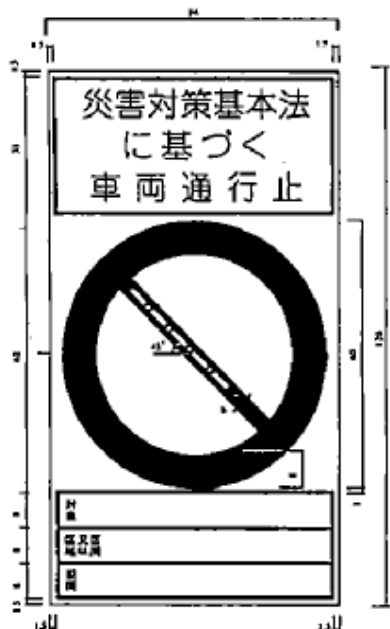
標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、確認証明書は当該車両に備え付けるものとする。

#### (5) 標章の返納

有効期間の終了した標章は警察本部、警察署のいずれかに返納するものとする。

## 通行の禁止又は制限に係る標示

○災害対策基本法施行規則第5条に基づく標示



## 9-3 第3次緊急輸送路（救護病院、受援拠点に至る道路）

路線名	区間
町道上野大御神線～町道原向中日向線～町道竹之下中島線～県道足柄停車場富士公園線～県道御殿場大井線～町道2416号～町道2415号	足柄 SIC【東名高速道】～（仮称）小山 SIC【新東名高速道】
町道富士学校線	国道138号～自衛隊富士病院
県道足柄停車場富士公園線～県道須走小山線	国道138号～須走東災害対策センター

## 10 災害協定等

## 10-1 協定締結状況（自治体等）

協定名	種別等	協定締結年月日	目的等	協定締結市町村	備考
静岡県消防相互応援協定		S62.4.1	消防の相互応援	県内市町村、消防事務組合	
静岡県消防相互応援協定覚書		S62.4.1	消防の相互応援実施に関する必要な事項	県内市町村、消防事務組合	
金太郎防災友好都市協定		H9.3.21	大規模な災害発生時にそれぞれ異なる市町村の特色を活かして協力	神奈川県 南足柄市	
災害時における相互援助に関する協定		H9.4.2	災害時における応急対策及び復旧対策に関し、総力をあげて相互に援助協力	神奈川県 山北町	
水道災害相互応援に関する協定		H12.10.2	水道災害時における応援対策及び復旧対策についての相互応援	沼津市、御殿場市三島市、裾野市、長泉町	
災害時等の相互応援に関する協定		H17.4.1	市町村の地域に係る災害発生時に独自で十分な応急措置が出来ない場合に応援	沼津・熱海・三島・伊東・御殿場・下田・裾野・伊豆・伊豆の国各市、東伊豆・河津・南伊豆・松崎・西伊豆・函南・清水・長泉各町	9市9町
環富士山地域における災害時の相互支援に関する協定		H18.5.10	環富士山火山防災連絡会を構成する市町村内に富士山火山災害、地震災害、風水害その他の災害発生時に迅速な応援	山梨県： 富士吉田市、西桂・身延・富士河口湖町、忍野・山中湖・鳴沢村 静岡県： 沼津・三島・富士・富士宮・御殿場・裾野市、長泉町	山梨県 7市町村 静岡県 8市町
富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定		H18.11.30	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議に参加する市町村において災害発生時に相互に応援協力	山梨県： 富士吉田市、西桂・身延・富士河口湖町、忍野・山中湖・鳴沢・道志村 神奈川県： 小田原・南足柄市中井・大井・松田山北・開成・箱根・真鶴・湯河原町 静岡県： 沼津・三島・富士・富士宮・御殿場・裾野・熱海・伊東下田・伊豆の国市、河津・松崎・函南清水・長泉・南伊豆町	山梨県 8市町村 神奈川県 10市町 静岡県 17市町
金太郎姉妹町災害時相互救援に関する協定		H21.2.17	姉妹町に大規模な災害発生時に救援及び災害復旧を支援	岡山県 勝央町	
富士山ネットワーク会議大規模災害時の相互援助		H21.5.11	地震の発生後の相互援助やその他の大規模災害時の協力	富士・富士宮・裾野・御殿場市	4市1町

緊急消防援助隊施設利用に関する覚書	H24.4.1	静岡県緊急消防援助隊が出動する場合の施設提供の協力	静岡県	
災害時における相互応援協定	H24.9.21	相互の市町に大規模な災害発生した場合に緊急対策及び復旧対策にかかる相互支援	京都府 福知山市	
災害時における相互応援協定	H25.5.16	相互の市町に大規模な災害発生した場合に緊急対策及び復旧対策にかかる相互支援	茨城県 北茨城市	
災害時における相互応援協定	H27.4.27	相互の市町に大規模な災害発生した場合に緊急対策及び復旧対策にかかる相互支援	兵庫県 三木市	
災害時における相互応援協定	H28.1.17	相互の市町に大規模な災害発生した場合に緊急対策及び復旧対策にかかる相互支援	長崎県 島原市	
環富士山地域における災害時の相互支援に関する協定	H28.5.23	環富士山火山防災連絡会を構成する市町村内に富士山火山災害、地震災害、風水害その他の災害発生時に迅速な応援 (都留市の加入に伴う規約の改正による締結)	山梨県： 富士吉田市、都留市 西桂・身延・富士河口湖町、忍野・山中湖・鳴沢村 静岡県： 沼津・三島・富士・富士宮・御殿場・裾野市、長泉町	山梨県 8市町村  静岡県 8市町
静岡県消防相互応援協定	H29.3.10	消防の相互応援 (協定の改正)	県内35市町、6消防事務組合	
静岡県消防相互応援協定覚書	H29.3.10	消防の相互応援実施に関する必要な事項 (協定改正に伴う改正)	県内35市町、6消防事務組合	
災害時における相互応援協定	H29.6.26	相互の市町に大規模な災害発生した場合に緊急対策及び復旧対策にかかる相互支援	山形県 上山市	
災害時における相互応援協定	H30.3.12	相互の市町に大規模な災害発生した場合に緊急対策及び復旧対策にかかる相互支援	山梨県 忍野村	

## 10-2 協定締結状況(地方行政機関・警察等)

種別等 協定名	協定締結 年月日	目的等	協定締結先	備考
小山高等学校敷地等を避難所として使用する覚書	R2.7.30	災害時に避難地として校庭等の屋外施設、避難所として体育館等の屋内施設の提供	県立 小山高等学校	H21.2.23協定内容を修正
災害時の施設使用に関する協定	H27.5.27	大規模災害時において御殿場警察署庁舎が被災した場合に小山町の施設を代替施設として使用	静岡県 御殿場警察署	
富士砂防事務所・小山町の情報の伝達・交換等に関する協定	H30.6.21	相互にデータを情報交換することにより、災害防止への適正な対応を促進し、被害等の予防、迅速な避難等に役立て町民生活の安全確保に資する。	国土交通省 中部地方整備局 富士砂防事務所	

## 10-3 協定締結状況（公共機関及び民間等）

協定名	種別等	協定締結年月日	目的等	協定締結先	備考
アマチュア無線による災害情報の提供(連絡)に関する協定		H8.4.22	大規模な災害発生時にアマチュア無線局が非常通信等を使用して情報を提供	小山町 アマチュア無線クラブ	
道路破損等についての情報提供に関する覚書		H10.11.2 (H29.12.18)	郵便局員が外務作業途上で道路の損傷等を発見した場合に小山町に通報(廃止に関する覚書)	駿河小山郵便局 須走郵便局	
災害支援協力に関する覚書		H10.11.2 (H29.12.18)	災害発生時に特別郵政事業、避難場所、物資集積場所等の支援協力(廃止に関する覚書)	駿河小山郵便局	
災害時の医療活動に関する協定		H10.11.2	災害発生時における医療従事者(医師・看護師・薬剤師)の派遣について協力	(社)御殿場市医師会 駿東歯科医師会 北駿薬剤師会	各会と覚書
水道災害相互応援に関する協定		H12.10.2	水道災害時における応援対策及び復旧対策についての相互応援	沼津市、御殿場市 三島市、裾野市、 長泉町	
災害時における応急対策業務に関する協定		H16.11.5	災害発生時に公共土木施設の被害状況の把握及び災害応急復旧工事等の応急対策業務に協力	小山町建設業協会	
災害救助に必要な物資の調達に関する協定		H17.9.1	災害発生時に物資の調達の必要があるときに主食、副食、調味料等を調達可能な範囲で物資の供給を協力	御殿場農業 協同組合	
災害時の災害派遣車両等の用地使用に関する覚書		H19.2.1	災害時に電力の復旧に必要な設備・資機材置場、復旧車両の駐車等の用地の提供	東京電力(株) 三島支社	
災害時に知的障害者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定		H19.8.1	災害時に被災した知的障害者等の福祉避難所としての施設使用の協力	社会福祉法人 ミルトス会	
災害時における救援物資提供に関する協定		H19.11.2	災害時に地域貢献型自動販売機内の無償提供及び物資の提供による協力	カ・コー セントラルジャパン 株式会社	
災害時における家屋被害認定調査に関する協定		H21.4.1	災害時における家屋被害認定調査に関する協力	沼津市、熱海市、 三島市、伊東市、 御殿場市、裾野市、 伊豆市、伊豆の国 市、函南町、清水 町、長泉町、静岡 県土地家屋調査士 会	
災害時における災害対策センター使用に関する協定		H22.3.29	災害発生時に災害対策センターを緊急避難場所として提供	社団法人 須走彰徳山林会	
災害時における救援物資提供に関する協定		H22.11.10	災害時における物資の無償提供による協力	グイトーリ 株式会社	
災害時における地質調査等業務委託に関する協定		H23.11.21	災害時における災害応急復旧に必要な地質調査等を協力	静岡県 地質調査業協会	
災害時における測量設計等業務委託に関する協定		H23.11.25	災害時における災害応急復旧に必要な測量、設計、用地測量、用地調査業務等を協力	静岡県 測量設計業協会	

災害時における非常災害放送に関する協定	H23.12.13	災害時に非常災害放送を通じて人命の救助、災害の救援、交通通信の確保に協力	静岡エフエム放送株式会社	
福祉避難所の指定に関する協定	H24.3.30	被災した災害時要援護者のための福祉避難所としての施設等の提供	社会福祉法人寿康会	
災害時における救援物資・避難所施設の提供に関する協定	H25.1.17	小山町の災害発生時に救援物資及び避難施設の提供の協力	丸善食品工業株式会社	
災害時支援協定に関する協定	H25.4.8	小山町の災害発生時に施設を避難所等として提供するなどの支援協力	富士スピードウェイ株式会社	
災害時における救援物資・避難施設の提供に関する協定	H25.6.3	小山町の災害発生時に救援物資及び避難施設の提供の協力	株式会社リンガーハット	
災害時における資機材のレンタル供給に関する協定	H26.2.7	小山町の災害発生時における必要資機材の調達・提供に関する協定	一般社団 日本建設機械レンタル協会 静岡県支部	
災害時における救援物資・避難施設の提供に関する協定	H26.4.28	小山町の災害発生時に救援物資及び避難施設の提供の協力	株式会社時之栖	
災害の発生時における輸送業務等の協力に関する協定	R3.1.25	小山町の災害発生時に緊急物資の緊急・救援輸送等の協力	静岡県トラック協会	H26.7.22 協定内容を修正
災害時支援協力に関する協定	H26.9.29	小山町の災害発生時に施設を避難所等として提供の支援協力	東日本開発株式会社	東富士富士国際
災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	H27.3.20	小山町の災害発生時に宿泊施設や避難用輸送手段等の提供の支援協力	須走旅館組合	
災害時支援協力に関する協定	H27.7.14	小山町の災害発生時に施設を被災住民や観光客など一時滞留者収容等の支援協力	シモンズ株式会社	
災害に係る情報発信等に関する協定	H27.8.3	ヤフー株式会社との災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	
災害時支援協力に関する協定	H27.9.1	小山町の災害発生時に施設を避難所等として提供の支援協力	株式会社ゴルフサービス	キャッピイ
災害時支援協力に関する協定	H27.9.1	小山町の災害発生時に施設を避難所等として提供の支援協力	日本中央開発株式会社	籠坂富士高原
災害時支援協力に関する協定	H27.9.18	小山町の災害発生時に施設を避難所等として提供の支援協力	株式会社富士小山ゴルフクラブ	富士小山
大規模災害時における被災者支援に関する協定	H27.9.29	小山町の災害発生時に行政書士の派遣により被災住民支援協力	静岡県行政書士会	



災害時支援協力に関する協定	H27.11.11	小山町の災害発生時に施設を避難所等として提供の支援協力	足柄森林都市株式会社	足柄森林
災害時支援協力に関する協定	H27.12.22	小山町の災害発生時に施設を避難所等として提供の支援協力	株式会社宗屋	富士ハルスグリーンビル
災害時に必要な資機材の調達に関する協定	H28.2.3	小山町の災害発生または恐れのある場合に株式会社ナガワの保有する資機材を借用	株式会社ナガワ	
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	H28.3.1	小山町の災害発生または恐れのある場合に災害予防、応急対策の資料として地図製品等の供給及び利用	株式会社ゼンリン	
災害時における救援物資・避難施設の提供に関する協定	H28.7.14	小山町の災害発生またはその恐れのある場合に救援物資、避難施設の提供	信濃高原食品株式会社	
福祉避難所の指定に関する協定	H28.7.26	小山町に災害が発生またはその恐れがある場合に災害時要援護者のための福祉避難所としての施設の提供	医療法人社団静寿会	
地域貢献型電柱看板に関する協定	H28.9.2	小山町内に看板を掲出することにより、町民等に対し、地域に必要な公共的な情報を発信	東電メソフ ラニング(株) 東海広業(株)	
災害時支援協力に関する協定	H28.11.21	小山町の災害が発生またはその恐れがある場合に、物資、集積場所、輸送手段の提供	大万紙業株式会社	
災害時物資供給に関する協定	H28.12.13	小山町に災害が発生またはその恐れがある場合に、物資を供給	NPO 法人コメリ災害対策センター	
災害時支援協力に関する協定	H29.1.20	小山町の災害発生時に施設を避難所等として提供の支援協力	株式会社富士平原	富士平原
災害時物資供給に関する協定	H29.2.27	小山町に災害が発生またはその恐れがある場合に、物資を供給	株式会社ディーエイチシー	
災害時物資供給に関する協定	H29.2.15	小山町に災害が発生またはその恐れがある場合に、物資を供給	アイリスオーヤマ株式会社	
災害時における協力に関する協定	H29.12.18	災害時における広報、道路損傷の通報、郵便業務、貯金及び保険業務等に関し相互に協力	日本郵便株式会社 小山町内郵便局 御殿場郵便局	

災害時における遺体措置の協力に関する協定	H30.1.29	災害時における遺体措置（遺体の収容、安置、搬送）に必要な資機材、消耗品、設備、役務の提供に関する協力	有限会社 小山葬祭センター	
災害時支援協力に関する協定	H30.7.23	小山町の災害発生時に施設を避難所等として提供の支援協力	株式会社 日立ハイテクイソ 小山事業所	
平時の防災対策及び災害時の被災者支援に関する協定	H30. 9.14	被災者への情報提供支援活動、被災者法律相談及び生活再建支援活動等の被災者支援活動の事前準備及び取扱等	静岡県弁護士会	
災害時の災害情報等の放送協力に関する協定	H30.11.15	小山町に災害が発生またはその恐れがある場合に町民に必要な災害情報等の放送に関する協力	小山町テレビ 共聴組合	
災害時支援協力に関する協定	H30.12.14	小山町の災害発生時に施設を避難所等として提供の支援協力	株式会社 アコーディア AH42	富士の 社 ゴルフ クラブ
災害時の司法書士業務に関する協定	H31. 1.22	災害時の司法書士相談業務に関する協力	静岡県 司法書士会	
災害時等における小山町と（一社）静岡県助産師会との協力に関する協定	H31. 3.15	災害時等において母子の安全確保や支援に関する協力	（一社）静岡県 助産師会	
災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	H31. 3.27	災害時における宿泊施設等の提供に関する協力	株式会社 和栄	ホテルグ ェスト ワシ 富士 小山
災害時等における緊急放送に関する協定	R1.10. 3	災害時等において避難情報などの緊急放送に関する協力	株式会社エフエム 御殿場	
災害時支援協力に関する協定	R1.12.12	災害時において物資の荷捌き及び配送に関する協力	ヤマト運輸 株式会社 東静岡主管支店	
災害時における学習活動支援に関する協定	R1.12.24	災害時において調達可能な物資の供給等に関する協力	静岡県駿沼学校 生活協同組合	
福祉避難所の指定に関する協定	R1. 2. 7	小山町に災害が発生またはその恐れがある場合に災害時要援護者のための福祉避難所としての施設の提供	社会医療法人 青虎会	
災害時の優先的な燃料供給に関する協定	R2.11.13	小山町に災害が発生またはその恐れがある場合に優先的な燃料供給に関する協力	有限会社勝又石油	